

パブリックコメントの結果

	個人	団体・企業	合計
はじめに	4件	10件	14件
第1章容器包装リサイクル制度の現状と成果	7件	55件	62件
第2章容器包装リサイクル制度の評価と課題及び検討の基本的視点	12件	93件	105件
第3章容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案	11件	89件	100件
1. リデュースの推進			
2. リユースの推進	10件	62件	72件
3. 分別収集・選別保管	22件	400件	422件
4. 分別排出	0件	32件	32件
5. 再商品化	20件	149件	169件
6. その他	6件	35件	41件
終わりに	2件	13件	15件
その他意見	8件	8件	16件
合計	102件	946件	1048件

[パブリックコメントについて]

募集期間:平成28年4月4日から平成28年5月6日まで

意見数:1048件

※本資料は、パブコメ提出様式上の「意見概要」をそのまま記載しております。

長文でいただきました「意見概要」については、掲載枠に収まる文量までの掲載としております。

はじめに

意見概要
検討の長期化の理由。
法律の略称として「容器包装リサイクル法」が使われていますが、上位法である循環型社会形成推進基本法を踏まえ、「容器包装3R法」と呼称すべきです。
法律の略称として「容器包装リサイクル法」が使われていますが、上位法である循環型社会形成推進基本法を踏まえ、「容器包装3R法」と呼称すべきです。
法律の略称として「容器包装リサイクル法」が使われていますが、上位法である循環型社会形成推進基本法を踏まえ、「容器包装3R法」と呼称すべきです。
法律の略称が「容器包装リサイクル法」となっているが、実際の内容および上位法である循環型社会形成推進基本法の主旨に則り「容器包装3R法」と変更すべきである。
法略称として「容器包装3R法」と呼称すべきです。
上位法である循環型社会形成推進基本法を踏まえ、法律名を「容器包装の発生抑制と再商品化の促進等に関する法律」に改訂し、略称は「容器包装3R法」とすべきです。
「容器包装リサイクル法」という略称について。本来の名称「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」も、発生抑制という意味が解る名称であるべきですが、内容からみて「リサイクル」では不十分です。容リ法の上位法である循環型社会形成推進基本法でも、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位が示されています。略称は「容器包装3R法」であるべきと考えます。
「容器包装リサイクル法」という略称について。本来の名称「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」も、発生抑制という意味が解る名称であるべきですが、内容からみて「リサイクル」では不十分だと思います。容リ法の上位法である循環型社会形成推進基本法でも、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位が示されています。略称は「容器包装3R法」であるべきと考えます。
「容器包装リサイクル法」導入根拠については、大量生産・大量消費・大量廃棄による増え続けた廃棄物問題から最終処分場の逼迫の問題を招いた事実を明記すること。
「はじめに」部分で、平成25年6月14日付けで閣議決定された「規制改革実施計画」に言及すべき。
法律の施行当初より略称として「容器包装リサイクル法」が使われていますが、上位法である循環型社会形成推進基本法を踏まえ、「容器包装3R法」と呼称すべきです。

意見概要

法律の施行当初より略称として「容器包装リサイクル法」が使われていますが、上位法である循環型社会形成推進基本法を踏まえ、「容器包装3R法」と呼称すべきです。

法律の略称として、「容器包装リサイクル法」が使われていますが、「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(案)」の具体的な内容はリサイクルだけでなく、リデュースやリユースについても記載されています。上位法である循環型社会形成推進基本法においても、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位が明記されています。

第1章 容器包装リサイクル制度の現状と成果

意見概要
<p>効果的、効率的に温室効果ガス削減の積み増しを図るために、本制度による温室効果ガス削減目標とそのための維持コストの目標を定めるべき。</p>
<p>排ガス中からのCo2回収・貯留費は約1万円／co2-tと試算されている。一方材料リサイクルによる削減費用は約6万円である。優先枠の設定を止めるべきである。</p>
<p>リユースびんの回収・選別・再使用の効率を高めるためにも、びんの規格統一は重要です。リユースびんを社会普及させるためにも、国が優先課題として取り組み、事業者の規格統一の取組みを促がしていくべきです。とりわけ、CO2の排出削減が明白な場合には事業者にメリットとなるインセンティブを与えるなど、よりいっそうの事業者の取組みを促すべきです。</p>
<p>現下の状況では、ペットボトルの再生品が飲料や食品用トレイ等の食品用容器に使用されるようになったが、そのための原料確保が難しくなっていることを追記すべき。</p>
<p>材料リサイクルの優先的取扱いは、社会的コストの増大を招いており、環境面での優位性に関する根拠も乏しいため、段階的に撤廃し公平な入札制度にすべきである。</p>
<p>市町村の費用負担の削減に有効であり、更には制度全体の社会的コスト削減にもつながるサーマルリカバリーの導入を検討すべきである。</p>
<p>プラスチック製容器包装の総合的評価制度の再検討に際し、市場のニーズを反映し再生材の需要の喚起につながる評価制度の構築を検討していただきたい。</p>
<p>再商品化製品の単一素材化は、社会的コスト合理化を目指す方向に反するものであり、総合的評価における質の向上・用途の高度化評価項目から外すべきである。</p>
<p>入札制度における落札単価の変化による再商品化委託費用の変動と社会コスト低減との関係が明確でない。それがどれだけ寄与したかを明確にし、記載すべきである。</p>
<p>自治体への合理化拠出金の財源に、再商品化実施委託料の累積低減分を全額使用すべきである。</p>
<p>再商品化製品利用製品の質の向上と再商品化製品の単一素材化は合致しない。単一化は総合的評価における質の向上・用途の高度化評価項目から外すべきである。</p>
<p>報告書のP.6のリユースについてのリユースを促す制度の導入に関する提案である。</p>

意見概要

リユースびん規格の統一化と4ページ7行目の自主回収の認定には、深い相互関係があり、今までは自主回収認定を受けているびんでも再利用をほとんどしていない色のびんなどが存在していました。次なる認定基準は、リユースびん業界などに聞き取り調査等を行い、現状を把握し、「認定」したびんに有利性を持たせ、より良いリユースびんに対する制度作りをして頂きたい。

(表2)等の中にリユースびん業者数(認定を行う)も加えてもらいたい業者数は年々激減している状況を広く周知し、現状に対してびんリユースは必要なのか、不必要なのか?を議論して頂き、必要性を認められれば国としての対策を検討して頂きたい。

リユースの評価ポイントを回収率から再使用量に変更することを求めます。

分別収集・選別保管に要する市町村の負担が過重であることを理由として、その負担の一部を特定事業者に求めるのであれば、市町村のコスト構造の透明性を確保することが議論の大前提となる。社会全体のコスト削減という観点からも、役割分担を見直す以前に、データの相互比較を通じて市町村の業務効率の改善を図ることが不可欠であり、すべての市町村が一般廃棄物会計基準に則った原価計算を行うべきである。

“一般廃棄物総排出量の削減に寄与とした”と評価をしているが、単純に廃棄物の総排出量が減少しただけでは説明出来ない“背景”を見落としていると思われる。

自治体の分別収集・選別費用の負担が2500億円と記されている。財政難の市町村(市民)に負担もかけ過ぎである。だからこそ「拡大生産者責任」の転換を望むのである。

自治体への合理化拠出金の財源に、再商品化実施委託料の累積低減分を全額使用すべきである。

材料リサイクルは社会的コストの面で負担が高く、環境面での優位性に関する根拠も乏しいことから、優先的取扱いを段階的に撤廃し、公平な入札制度にすべきである。

市町村の費用負担の削減、更には制度全体の社会的コスト削減のため、サーマルリカバリーを導入し、材料リサイクル優先方針の撤廃を検討すべきである。

材料リサイクルの優先的取扱いは、社会的コストの増大を招いており、環境面での優位性に関する根拠も乏しいため、段階的に撤廃し公平な入札制度にするべきである。

市町村の費用負担の削減に有効であり、更には制度全体の社会的コスト削減にもつながるサーマルリカバリーの導入し、材料リサイクル優先の撤廃を検討すべきである。

材料リサイクルの優先的取扱いは、社会的コストの増大を招き、環境面での優位性に関する根拠も明確でないため、段階的に縮小し公平な入札制度にすべきである。

市町村の費用負担の削減に有効であり、更には制度全体の社会的コスト低減にも繋がるサーマルリカバリーを導入し、材料リサイクル優先の撤廃を検討すべきである。

意見概要

材料リサイクルの優先的取扱いは、社会的コストの増大を招いており、環境面での優位性に関する根拠も乏しいため、段階的に撤廃し公平な入札制度にすべきである。

市町村の費用負担の削減に有効であり、更には制度全体の社会的コスト削減にもつながるサーマルリカバリーの導入し、材料リサイクル優先の撤廃を検討すべきである。

合理化拠出金の在り方について。合理化拠出金制度については、社会全体のコスト低減を目指すべきである。この点、現行制度においては、拠出額が平成20年度の95億円から同26年度の13.9億円に低減しており、社会的コスト低減の好循環を生んでいる。このため、現行の枠組みを維持した制度とすべきである。加えて、合理化拠出金の使途などについても明らかにすべきである。

ケミカルリサイクルの落札単価は平成24年度以降上昇傾向が続いているため、入札制度の点検・検討を行い、適正かつ公正な入札制度を構築していただきたい。

プラスチック製容器包装の分別収集実施自治体の割合が高いとは言えない。国・自治体・国民等すべての関係者の連動強化を図り、より多くの自治体を参加させるべきと考える。

再商品化製品の単一素材化は、設備コストが掛かる、単一率が大きく上がらない等の理由から今後も普及が進みにくいと思われ、総合的評価項目としての見直しを望む。

制度全体の社会的コスト削減のため プラスチック容器包装については、固形燃料化を含めエネルギーとしての有効利用を検討するべきである。

市町村に分別収集責任を負わせている限り、社会全体のコストは低減しない。拡大生産者責任での回収が望まれる。

環境面優位性の根拠が乏しい中での材料リサイクルの優先的取扱いは、社会的コストが増大してしまう。社会的コストも考慮し材料リサイクル優先を段階的に撤廃すべきである。

材料リサイクル優先に固執せず、市町村の費用負担の削減に有効であり、更には制度全体の社会的コスト削減にもつながるサーマルリカバリーの導入を検討すべきである。

材料リサイクルの優先的取扱いは、リサイクルコストを増加させており、環境負荷での優位性に関する根拠も乏しいため、段階的に撤廃し公平な入札制度にすべきである。

サーマルリカバリーの導入は市町村の費用負担の削減に大変有効であり、制度全体の社会的コスト削減にもつながると考えられるため、幅広く検討すべきである。

再商品化製品の単一素材化は、社会的コスト合理化を目指す方向に反するものであり、総合的評価における質の向上・用途の高度化評価項目から外すべきである。

意見概要

材料リサイクル再商品化製品の単一素材化は、社会的コスト合理化を目指す方向に反するものであり、総合的評価における質の向上・用途の高度化評価項目から外すべきである。

再商品化製品の単一素材化は、社会的コスト合理化を目指す方向に反するものであり、総合的評価における質の向上・用途の高度化評価項目から外すべきである。

再商品化製品の単一素材化は、社会的コスト合理化を目指す方向に反するものであり、総合的評価における質の向上・用途の高度化評価項目から外すべきである。

入札制度における落札単価の変化による再商品化委託費用の変動と社会コスト低減との関係が明確でない。それがどれだけ寄与したかを明確にし、記載すべきである。

多様な再商品化手法の中で材料リサイクルの優先的取扱いは、環境面での優位性の根拠も乏しく、社会的コスト削減に向け段階的に撤廃し、公平な入札制度にすべきである。

市町村の費用負担の削減のために、更には制度全体の社会的コスト軽減に向け、材料リサイクル優先の撤廃とサーマルリカバリー導入を検討すべきである。

材料リサイクルの優先的取扱いは、社会的コストの増大を招いており、環境面での優位性に関する根拠も乏しいため、段階的に撤廃し公平な入札制度にすべきである。

市町村の費用負担の削減に有効であり、更には制度全体の社会的コスト削減にもつながるサーマルリカバリーの導入を検討すべきである。

「約2500億円」が一人歩きしている。資源物を市況を無視した高値で入札をしている自治体もある。品目ごとに排出から商品化までの物流に沿って収支を明確化すること。

材料リサイクルの優先的取扱いは、社会的コストの増大を招いており、環境面での優位性に関する根拠も乏しいため、段階的に撤廃し公平な入札制度にすべきである。

市町村の費用負担の削減に有効であり、更には制度全体の社会的コスト削減にもつながるサーマルリカバリーの導入し、材料リサイクル優先の撤廃を検討すべきである。

グラフのデータがH25と古い、H27までのデータを記載すべき。

グラフのデータがH27と古い、H28の最新の落札結果の平均を記載すべき。

意見概要

材料リサイクルの優先的取扱いは、社会的コストの増大を招いており、環境面での優位性に関する根拠も乏しいため、段階的に撤廃し公平な入札制度にすべきである。

市町村の費用負担の削減に有効であり、更には制度全体の社会的コスト削減にもつながるサーマルリカバリーを導入し、材料リサイクル優先の撤廃を検討すべきである。

再商品化の手法として材料リサイクルが優先的に進められているが、費用の増加だけではなく環境面で優れているといえず、サーマルリサイクル等の手法に移行すべきである。

サーマルリサイクルの導入は、市町村の費用負担の削減と本制度全体のコスト削減に有効である。

材料リサイクルの優先的取扱いは、社会的コストの増大につながっており、環境面での優位性に関する根拠も乏しく、段階的に撤廃し公平な入札制度にすべきである。

市町村の費用負担の削減に有効かつ制度全体の社会的コスト削減にもつながるサーマルリカバリーを導入し、材料リサイクル優先の撤廃を検討すべきである。

材料リサイクルの優先的取扱いは、社会的コストの増大を招いており、環境面での優位性に関する根拠も乏しいため、段階的に撤廃し公平な入札制度にすべきと考えます。

市町村の費用負担の削減に有効であり、更には制度全体の社会的コスト削減にもつながるサーマルリカバリーの導入し、材料リサイクル優先の撤廃を検討すべきではないでしょうか。

容器包装リサイクル制度による①容器包装の使用合理化、②再商品化の促進、③最終処分量の削減等への貢献は報告にある通り多大であり、世界への発信を期待する。

法律の略称を「容器包装3R法」と変えるべきです。

現状、ペットボトルの再生材を利用した飲料ボトルやトレイ等の食品用容器が拡大しており、そのため国内でのリサイクル原料確保が難しくなっていることの記載を要望します。

第2章容器包装リサイクル制度の評価と課題及び検討の基本的視点

意見概要
海ごみには、海洋漂流ごみだけでなく、海岸漂着・海底ごみも含まれるので、文言を修正すべきであり、更に標題の対応にも「海ごみ対策」を明記すべきです。
収集量の拡大策において、アクションプランを示すなど国が責任を持って取り組むことを明確に記述して頂きたい。リサイクルを進めるためには、国として責任を持って取り組む姿勢が必要である。それを国民に示すためにも、収集量の拡大に向けた具体的なアクションプランを記述して頂きたい。
容器法における現行の役割分担は有効に機能し、成果も十分に上がっていることから、現行の役割分担を維持し、これ以上の役割・費用分担を事業者に求めるべきではない。
プラスチック製容器包装の分別収集を完全実施している自治体の割合は65%に留まるため、プラスチック製容器の役割分担には課題があることを明記すべきです。
海ごみには、海洋漂流ごみだけでなく、海岸漂着・海底ごみも含まれるので文言を修正すべきです。また、標題の対応にも「海ごみ対策」を明記すべきです。
レジ袋は、わずかな時間の存在役割しかなく、代替は容易であり、過度に消費者に負担を求めるものではありません。
「回収ルートが多様化を」を「自治体ルートと多様な回収ルートの収集量の総和が拡大する回収ルートが多様化を」と書き直すべき。
海洋漂着ごみは、容器包装リサイクル制度のあり方とは直接関連がなく、該当箇所の記述は削除すべきである。
海洋漂着ごみについては、社会問題化していることは承知しているが、容器包装リサイクル制度の在り方とは関連がなく、本報告書で取り上げる課題でない。
プラスチック製容器包装の分別収集は、完全実施している自治体の割合は65%に留まるため、プラ容器の役割分担には課題があることを明記すべきです。
海ごみには、海洋漂流ごみだけでなく、海岸漂着・海底ごみも含まれるので、文言を修正すべきであり、更に標題の対応にも「海ごみ対策」を明記すべきです。
海ごみ対策や散乱ごみ対策の重要性に鑑み、飲料容器の回収について、日本の現状にあわせたデポジット制度の導入を検討すべきです。

意見概要

消費者の分別意識向上のためには、容器包装の材質や特筆を熟知している事業者からの情報開示と啓発活動が、より重要であることを明記すべきです。

3Rの推進による効果としての再商品化費用の合理化は全額市町村への合理化拠出金に用いるべきではないか。

「回収ルートの多様化を」を「自治体ルートと多様な回収ルートの収集量の総和が拡大する回収ルートの多様化を」と書き直すべき。

直接容リ制度だけで取り組むべき課題ではないため、当該箇所を削除すべき。

コスト低減を目指すために、プラスチック材料優先50%の撤廃と自治体費用の透明化を早期に実施すべき。

海洋ゴミ問題は、容リ法制度で取り上げる課題ではない。

海洋漂着ごみ、マイクロプラスチックは「容リ法」とは別の問題であり、国内外を含めたごみ全体の河川や海洋への投棄の問題であるので、本文章は削除すべき。

3Rの推進における好循環の創出で、再商品化費用の合理化は全て市町村への合理化拠出金に用いられるべきである。注3に記載の文章は、注でなく本文内に記載すべきである。

海洋漂着ごみによるマイクロプラスチックの問題は、重要な社会問題ではあるが、問題の要因が容器包装以外にも多岐にわたり、容リ制度だけで議論すべき問題ではない。

「回収ルートの多様化を」を「自治体ルートと多様な回収ルートの収集量の総和が拡大する回収ルートの多様化を」と書き直すべき。

直接容リ制度だけで取り組むべき課題ではないため、当該箇所を削除すべき。

プラスチック製容器包装の分別収集は、完全実施している自治体の割合は65%に留まるため、プラ容リの分別収集には課題があることを明記すべきです。

消費者の分別意識向上のためには、容器包装の材質や特筆を熟知している事業者からの情報開示と啓発活動が、より重要であることを明記すべきです。

意見概要

海洋漂着ごみ問題はマナーや倫理観の問題であり、容り制度で取り上げるのは適当ではないと考える。

消費者の分別意識向上のためには、容器包装の材質や特筆を熟知している事業者からの情報開示と啓発活動が、より重要であることを明記すべきです。

海ごみ・散乱ごみ問題については、幅広いリサイクルの推進による削減効果の市民への啓発や、自治体における埋立処分場の管理の徹底の重要性を明記して頂きたい。

ペットボトルの課題である前回の法改正で打ち出された基本方針の「指定法人への円滑な引渡し」が未だ自治体の分別収集量の1/3が実行されていない問題を「課題」として明記すべき。

ある意味では利害関係にある各主体が一体となって協働を推進するための「仕組み作り」が必要であり、資金拠出金制度のようなインセンティブのある制度の検討・導入を視点の一つに加えるべきだ。

事業者の負担に比べて自治体の負担が過大である現状を踏まえて、役割分担を見直す必要があることを明記すべきである。

マイクロプラスチックの問題は海洋漂着ごみだけでなく、海洋漂流や海底ごみも含めた海ごみ対策として明記すべきである。

飲料容器の回収率を高めるため、デポジット制度の導入を検討すべきである。

プラスチック製容器包装の分別収集は、完全実施している自治体の割合は65%に留まっています。容器包装廃棄物処理の役割分担には課題があることを明記すべきです。

プラスチック製容器包装の総合的評価制度の再検討に際し、市場のニーズを反映し再生材の需要の喚起につながる評価制度の構築を検討していただきたい。

海洋漂着ごみは懸念すべき社会問題であるが、容器包装リサイクル制度と直接的な因果関係は認められず、該当箇所は除外した方が良いと考える。

リサイクル事業者の存続と育成により社会全体のコストを低減するような法改正を要望する。

容器包装プラの収集量はここ8年間70万t弱で頭打ちとなっている。容り法に参加しない自治体を参加させることが必須課題であり、国には未参加自治体への強力な指導をお願いする。

意見概要

容器包装プラの収集量はここ8年間増加していない。参加自治体の増加活動を推進すると共に、容リ以外のプラも収集・処理の対象とし、収集量拡大を図るべきである。

環境負荷低減と社会全体のコスト低減のため優良事業者の稼働率を向上することは重要であるが、そのためには収集量の拡大が最も望まれる方法であり、基本的実行項目である。

3Rの推進における好循環の創出で、再商品化費用の合理化は全て市町村への合理化拠出金に用いられるべきである。注3に記載の文章は、注でなく本文内に記載すべきである。

容器包装プラの収集量はここ8年間70万t弱で頭打ちとなっている。容リ法に参加しない自治体を参加させることが必須課題であり、国には未参加自治体への強力な指導をお願いする。

容器包装プラの収集量はここ8年間増加していない。参加自治体の増加活動を推進すると共に、容リ以外のプラも収集・処理の対象とし、収集量拡大を図るべきである。

3Rの推進における好循環の創出で、再商品化費用の合理化は全て市町村への合理化拠出金に用いられるべきである。

容器包装プラの収集量はここ8年間70万t弱で増加していない。特定事業者の生産、使用した量は100万t以上である。未回収分の収集を推進することが最優先課題である。

注釈3に記載の文章は、具体的措置の例示として優れている。本文に記載すべきである。再商品化費用の合理化分は過去分含めて全額自治体への拠出金に用いられるべきである。

容リルートの収集量を拡大するためには、参加市町村を拡大するとともに、「多様な回収ルートで収集量の総和が拡大し、トータル社会的コストが減る前提」で実施すべき。

海洋漂着ごみは、重要な社会問題ではあるが、容リ制度だけで議論すべき問題ではない。

分別排出の徹底、発生抑制への取組といった国民一人一人の具体的な行動には十分につながっているからこそ、諸外国と比べてこれだけリサイクル率が高い。

「資源政策の観点から」あるいは「資源循環の観点から」とか、観点を指定した上で「持続可能なものとなるよう推進する」ようにすべきである。

リデュース、リユースが優先される制度作りに向けた課題を明記する事を求めます。

意見概要

「…国民一人一人の具体的な行動には十分につながっていない。」要因が「各主体による協働が不十分」と取れる表現になっているのは修正すべきである。

消費者の分別意識向上のためには、容器包装の材質や特筆を熟知している事業者からの情報開示と啓発活動が、より重要であることを明記すべきです。

海洋漂着ごみは、容器包装リサイクル制度のあり方とは関係がないことから、該当箇所の記述は削除すべきである。

海洋漂着ごみは、容器包装リサイクル制度のあり方には関連がなく、該当箇所の記述は削除すべき。

食品の容器包装の環境配慮設計は、中身製品の保護、ロス削減等多くの観点から検討するものであり再商品化委託料を関連付けることは合理的でなく反対である。

容り法制定の原点であるゴミを減らし資源を大事にし、循環型社会形成法推進基本法における再使用→再生利用→熱回収の優先順位を守り説明責任を果たすべきである。

容器包装に関わる事業者と利用する消費者が、ゴミが散乱することを防止すべきです。最近、PETボトルやレジ袋が最終的に海ゴミになっていることが問題視されているようです。このことは、ゴミの行き先を意識していない消費者にも責任があると考えます。容器包装に関わる事業者と利用する消費者は、ゴミが散乱することを防止する責任があることをはっきりさせるべきです。

プラスチック製容器包装の分別収集は、完全実施している自治体の割合は65%に留まるため、プラ容器の役割分担には課題があることを明記すべきです。

レジ袋は、わずか数分程度の存在役割しかなく、かつ代替は容易であり、過度に消費者に負担を求めるものではありません。

プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管を実施する自治体についての記述。12ページ19行にもあるように、いまだ自治体の負担が大きいことが問題です。多くの税金が投入され、自治体財政を圧迫していることについて、プラスチック製容器包装の分別収集、選別保管の役割分担に課題があることを明記すべきです。

国民の環境への関心や意識が醸成、向上したものの、分別排出の徹底、発生抑制への取組といった国民一人一人の具体的な行動にはつながっていないことについて。ポイ捨て防止のためにデポジット制度による回収が有効です。散乱ごみの多くが持ち運びが手軽な飲料容器であることが確認されており、日本の現状に合わせた社会全体のコスト低減につながるデポジット制度を検討すべきです。

国民の行動を促すための消費者・自治体・事業者等が連携した普及啓発の取組等、各主体による協働が不十分であることについて。事業者からの消費者への情報開示と啓発活動がより重要と考えます。ポイ捨ては消費者にも責任がありますが、ポイ捨てしやすいものを販売する事業者にも責任があることを明記すべきです。

プラスチック製容器包装類排出削減効果のある政策や、リサイクルが効率的に進む方策を実際実施すべきです。

意見概要

環境汚染の解決の視点から、今後のプラスチック容器包装材の規制を検討すべきです。現状のリサイクルの70%がサーマルリサイクルとして燃やされています。また、わずかな量のマテリアルリサイクル分も、現在多くの報告があり、社会問題化しているマイクロプラスチックの海洋汚染問題は貝や魚等の食料にも影響を与えています。

海洋漂着ごみや製品プラスチックについて報告書で言及することは不適切であり、関連する記述を削除すべきである。

パリ協定の締結の意義は深い。これまで以上の消費生活の見直しを促す提案が求められる。“ポイ捨て”には「デポジット制度」を導入すれば処理費用の負担も確保出来る。

「容器包装リサイクル法」施行から約15年、今後は「リデュース」「リユース」の2Rの実現に向けて具体策を提示する必要がある。

「回収ルートが多様化を」を「自治体ルートと多様な回収ルートの収集量の総和が拡大する回収ルートが多様化を」と書き直すべき。

海洋漂着ごみは、容器包装リサイクル制度のあり方とは直接関連がなく、該当箇所の記述は削除すべきである。

容器包装プラの収集量はここ8年間増加していない。参加自治体の増加活動を推進すると共に、容リ以外のプラも収集・処理の対象とし、収集量拡大を図るべきである。

消費者の分別意識向上とゴミの散乱防止のため、事業者による材質などの情報開示と、啓発活動の推進の重要性について明記してください。

再商品化事業には一般廃棄物の安定かつ継続的な適正処理という根本的使命があり、生産性向上等の施策においてそれを損なうことが無いよう十分に配慮していただきたい。

分別収集・選別保管をやめる理由として自治体の負担が挙げられているが、自治体の意見等を収集・分析した上で、廃棄物処理政策の見直しも必要ではないか。

再商品化費用は商品価格に転嫁されて消費者が負担するはずだが、特定事業者には負担感があるのは制度的問題ではないか。国等はその原因究明と対策を講じていただきたい。

海洋漂着ごみは、直接容リ制度で取り組むべき課題ではないため、当該箇所を削除すべき。

プラスチック製容器包装の入札制度見直しにおいては、質の高いリサイクルの評価アップに偏ることなく、資源効率化やコスト低減も広く視野に入れた検討をお願いします。

意見概要

社会問題化しているのは海洋漂着ごみだけでなく、海洋漂流・海底ごみも含まれるので、文言を修正すべきであり、標題の対応にも「海ごみ対策」を明記すべきです。

容器包装プラの収集量はここ数年伸び悩んでいる。参加自治体の増加活動を推進し、容器以外のプラも収集・処理の対象とし、収集量拡大を図っていただきたい。

容器包装プラの収集量はここ8年間70万t弱程度で頭打ちとなっているのが現状。容器法に参加しない自治体を参加させることが必須課題であり、国には不参加自治体への強力な指導をお願いしたい。

リサイクル事業者の存続と育成により社会全体のコストを低減するような法改正を要望する。

容器包装プラの収集量はここ8年間70万t弱で頭打ちとなっている。容器法に参加しない自治体を参加させることが必須課題であり、国には未参加自治体への強力な指導をお願いする。

社会問題化しているのは海洋漂着ごみだけでなく、海洋漂流・海底ごみも含まれるので、文言を修正すべきであり、標題の対応にも「海ごみ対策」を明記すべきです。

海洋ごみ問題は重要な問題であるが、容器包装に関しては、ポイ捨て等の道徳的問題であり、容器法制度で取り上げる課題ではない。

海洋漂着ごみは容器法制度で取り組むべき課題ではないため、該当箇所の記述は削除すべきである。

循環型社会形成のため、限られた資源をいかに有効に活用するかが重要なポイントであり、分別排出されたプラを処理⇒製品⇒排出⇒処理⇒製品と複数回繰り返し使用リサイクルシステムを構築すべきである。また、排出されたプラは、処理・製品・消費を同一地域内で行うことが、理想である。

「回収ルートが多様化を」を「自治体ルートと多様な回収ルートの収集量の総和が拡大する回収ルートが多様化を」と修正すべき。

直接容器法制度だけで取り組むべき課題ではないため、当該箇所を削除すべき。

地球温暖化対策の推進を図るため、植物由来のバイオプラスチックの利用を促進するインセンティブ検討の要請。

レジ袋の問題は、無料配布の禁止等の強制的措置ではなく、これまでの取組の成果も評価し、消費者の協力を得つつ、自主的に取り組むべきであるとの論旨に賛同する。

意見概要

海洋漂着ごみ、マイクロプラスチックは「容り法」とは別の問題であり、国内外を含めたごみ全体の河川や海洋への投棄の問題であるので、本文章は削除すべき。

プラスチック製容器包装の実施割合が75%とありますが、実際には“トレー”しか回収していない自治体も多く、完全実施している自治体は65%に留まっています。プラスチック製容器包装の分別収集は費用がかさむため、分別収集を止める自治体が出てきていることが、報告書p12の19行にも明記されており、これは重要な記載事項です。

「海ごみ」には、海洋漂流・海岸漂着・海底ごみが含まれ、社会問題化しているのは「海洋漂着ごみ」だけではありません。文言を「海ごみ」に修正すべきです。さらに、2015年のG7エルマウサミットで、各国首脳が「海ごみ」問題が重要な問題であると認識した重要性に基づいて、本文だけでなく、表題にも明記すべきであり、「(6)地球温暖化問題や海ごみ問題等への対策」とすべきです。

プラスチック製容器包装の分別収集をしている自治体の割合は、65%にとどまると学習会で知りました。また、容器包装リサイクル制度では、自治体の分別収集・選別保管に2500億円もの税金がかかっているため、市区町村の財政を圧迫していることが原因で、分別収集をやめる自治体も出てきているとか。それらのことを考えると、プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管の役割分担には課題があるということを明記すべきです。

次に、海ごみには、海洋漂流・海岸漂着・海底ごみが含まれ、社会問題化しているのは「海洋漂着ごみ」だけではありません。門本を「海ごみ」と修正すべきと考えます。また、海ごみ対策や散乱ごみ対策のために、日本の現状に合わせたデポジット制度の導入を検討すべきとも考えます。

分別収集・選別保管を実施する自治体の負担が大きいため、分別収集・選別保管をやめる自治体が出てきていることについて、容り法に逆行している。

近年社会問題化している海洋漂着ごみのマイクロプラスチックへの対策や、使用済ペットボトルの海外業者流出による国内の再商品化事業者の経営圧迫等、関連する諸問題に対し、分野横断的な施策の検討を希望します。

RecycleとReduceに関係する企業同士の連携は必須である。よって特定事業者はReduceのみでなく、Recycleの観点からもしっかりと取り組むべき。

「リデュース」の文言を入れるべきです。

プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管を担う役割分担に大きな問題があることを明記すべきです。

「海ごみ問題」と明記すべきです。

飲用容器の回収について、日本の現状に合わせたデポジット制度の導入を検討すべきです。

容器包装の材質・特質を熟知している事業者から消費者への情報開示と啓発活動がより重要だと明記すべきです。

意見概要

使用済みペットボトルの課題である前回の法改正で打ち出された基本方針の「指定法人への円滑な引渡し」が未だ実行されていない問題を「課題」として明記を要望します。

回収ルートが多様化は、回収量が増加し、社会全体の処理コストが減少する視点で検討すべきである。

第3章 容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案

1. リデュースの推進

意見概要
<p>レジ袋は、わずか数分程度の存在役割しかなく、かつ代替は容易であり、過度に消費者に負担を求めるものではありません。</p>
<p>レジ袋使用規制に関する地域での自主的取り組みは行き詰まっているため、国がレジ袋有料化を法律で定めるべきです。</p>
<p>環境配慮設計と再商品化委託料を関連づける意見は現実性に欠けているため、この意見は削除するか、反対意見を合わせて記載すべきである。</p>
<p>環境配慮設計の目的は、商品保護等の包装本来の機能を維持しながら3Rに取り組むことであり、重量基準による再商品化委託料と環境配慮設計を関連づけることに合理性はなく反対である。</p>
<p>容器包装の環境配慮設計は、中身製品の保護・ロス削減等トータルな観点からなされるもので、環境配慮設計と再商品化委託料を関連づけることは、合理的でなく反対である。</p>
<p>環境配慮設計推進のため、関係主体との連携にコンソーシアムは有効と考えるが、多様な利害関係者が関わるため、行政(自治体)が設置主体となるべきである。</p>
<p>「リデュースの推進」のための施策として、マイボトル・マイカップの推進を盛り込み、おしゃれな冷水器の導入などを検討すべきです。</p>
<p>「環境配慮設計に関する手引き等の活用や優良事例の共有」に賛成します。積極的に公開の場ですすめてください。</p>
<p>レジ袋は、わずか数分程度の存在役割しかなく、かつ代替は容易であり、過度に消費者に負担を求めるものではありません。</p>
<p>レジ袋使用規制に関する地域での自主的取り組みは行き詰まっているため、国がレジ袋有料化を法律で定めるべきです。</p>
<p>容器包装の環境配慮設計は、包装本来の機能(中身製品の保護等)を維持し3Rに取り組むためのものであり、重量基準で算定する現状の再商品化委託料は関連づけられない。</p>
<p>環境配慮設計を再商品化委託料に反映させる意見のみ記されているが、反対の意見も表明されていることから、両論併記するか、当該記述を削除すべき。</p>

意見概要

容器包装のリデュースは科学的・技術的な観点から取り組まれており、関係主体の一体的な連携で促進されるものではなく、このような取り組みは必要ない。

環境配慮設計と再商品化委託料の設定を関係づけるのは適切ではない。よって、指定法人における検討も不要。

環境配慮設計と再商品化委託料を関連づける意見は実行に現実性が欠けているため、この意見は削除するか、反対意見を合わせて記載すべきである。

容器包装の環境配慮設計は、中身製品の保護・ロス削減等トータルな観点からなされるもので、環境配慮設計と再商品化委託料を関連づけることは、合理的でなく反対である。

リデュースの推進に関しては、食品ロスの問題も同時に議論されるべきであり、制度の枠を超えた横との連携が必要である。

環境配慮設計を再商品化委託料に反映させる意見のみ記されているが、反対の意見も表明されていることから、両論併記するか、当該記述を削除すべきと考える。

リデュースを推進する上で、環境配慮を推進していくことは重要であるが、その成果は、再商品化委託料に既に反映されており、改めて関連性を検討する事は不要である。

容器包装の環境配慮設計は、包装本来の機能(中身製品の保護等)を維持し3Rに取り組むためのものであり、現状の再商品化委託料の重量基準では環境配慮設計と委託料は関連づけられない。

環境配慮設計の推進と再商品化委託料の設定と関係づける意見のみが掲載されているが、反対意見も表明されていることから、両論併記すべきか、当該記述を削除すべきである。

容器包装のリデュースは科学的・技術的な観点から取り組まれており、関係主体の一体的な連携で促進されるものではなく、このような取り組みは必要ない。

容器包装の環境配慮設計は、容器本来の機能(中身製品の保護等)を維持し3Rに取り組むためのものであり、再商品化委託料の設定と環境配慮設計と関連づけるのは不適切。

反対。容器包装の環境配慮設計は、包装本来の機能(中身製品の保護等)を維持し3Rに取り組むためのもので、重量基準で算定する現状の再商品化委託料は関連づけられない。

レジ袋は、わずか数分程度の存在役割しかなく、かつ代替は容易であり、過度に消費者に負担を求めるものではありません。

意見概要

拡大生産者責任の推進の目的で、環境配慮設計の推進と再商品化委託料を結びつけるのは適切ではない。記載のような一方的な意見だけでなく、異なる見解も併記すべきである。

すべての容器包装リサイクルに係る費用の一部を消費者に負担。

レジ袋使用規制に関する地域での自主的取り組みは行き詰まっているため、国がレジ袋有料化を法律で定めるべきです。

レジ袋の問題は、無料配布の禁止等の強制的措置ではなく、これまでの取組の成果も評価し、消費者の協力を得つつ、自主的に取組むべきである。

事業者が環境配慮設計を推進し、消費者の理解につなげるために、消費者と事業者の情報共有と連携強化が重要である。

リデュース推進のための施策として、マイボトルやマイカップの推進、公共の水飲み場の増設等を検討すべきである。

事業者による環境配慮設計を促進するため、拡大生産者責任に基づき回収処理費用を製品価格に内部化するよう役割分担を見直す必要がある。

レジ袋にはマイバッグという代替手段があるので、有料化すると消費者の負担が増えるという表現は適切ではない。

レジ袋の有料化等について、地域の自主的取り組みには限界があるので、国が法律で有料化等の規制をする必要がある。

容器包装の環境配慮は中身製品の保護や輸送効率の向上など、トータルな視点から進められるべきであり、環境配慮設計と再商品化委託料を関連づけるべきではない。

容器包装の環境配慮設計は、食品の安全、品質・ロス削減等トータルな観点からなされるもので、環境配慮設計と再商品化委託料を関連づけることは、合理的でなく反対である。

レジ袋は、マイバッグの持参など代替が容易で、過度に消費者に負担を求めるものではありません。

指定法人が環境配慮設計を推進し、再商品化委託料の設定との関係について検討することは実効性として非常に困難であり、該当箇所は除外した方が良いと考えます。

意見概要

容器の環境配慮は、求められる機能についてトータルな視点から進められるべきであり、改めて環境配慮推進の観点からの再商品化委託料の見直しは必要ない。

現行の自主行動計画でリデュース目標を設定し、粛々と進め成果も上がっている。「関係主体が連携して一体的に取り組むべきである」は削除すべきである。

3R推進団体連絡会は、自主行動計画フォローアップ報告、フォーラム・意見交換会、展示会などで主体間連携に取り組んできており、それらを引き続き推進していく。

「…同自主行動計画に基づく取組の中で…促進すべきである。」となっており、自主行動計画をなんらかの政策の対象とするような表現は修正すべきである。

レジ袋の代替は容易であるため、過度に消費者に負担を求めるものではありません。

国がレジ袋有料化を法律で定めるべきです。

環境配慮設計は再商品化委託料とは別の問題であり、この意見は削除するか、反対意見を合わせて記載すべきである。

製品の環境配慮設計は、食品廃棄物など食品に由来する廃棄物全体の重量も考え実施するものであり、環境配慮設計と再商品化委託料のみを関連づけることには反対します。

発生抑制が消費者に過度な負担を求めるものとは思いません。3Rの中でも誰もが取り組める発生抑制がマイバック持参です。レジ袋の有料化は消費者に過度な負担を求めるものとは思いません。レジ袋がごみを出す際に使えるという意見がありますが、必要量を超え有り余ったレジ袋は消却処理することになっています。やはり、環境負荷の点からもマイバックが有効です。

レジ袋使用規制に関する地域での自主的取り組みは行き詰まっているため、国がレジ袋有料化を法律で定めるべきです。

紙のうち包装ダンボールのリデュースについては、特にインターネットショッピング小売事業者が適正包装を心がける事でもう少し削減が可能ではないかと思われるので、特にアマゾンジャパン株式会社等に対して適正な大きさの包装を心がけるよう要請すべきと考える。(これは貨物運送にも良い影響を与えると考える。)

また、P17においてレジ袋有料化について消費者負担の増加を憂慮している様だが、当方はこれは心配する事ではないと考える。レジ袋について、2円～5円程度の価格を設定する事は特に問題の無いものであり、消費者負担ともならないであろう(それも嫌がるなら消費者側で布袋やビニール袋を用意しておけば良い話である。この費用的負担はほぼ無いはずである。)

主たる意見は、拡大生産者責任を徹底した法律にすべきです。リデュース、リユースのための施策が必要です。また、プラスチック容器の削減のための施策が必要です。報告書全体の中に、リデュース・リユースの廃棄物削減のための基本的な優先順位が示されていません。

意見概要

「リデュースの推進」のための施すべき策として、マイボトル・マイカップの推進をし、おしゃれな冷水器の導入などをすべきです。

環境配慮設計は、リサイクル性の向上だけでなく、食品ロス削減・CO2削減など環境全般の観点からなされるもので、再商品化委託料の設定と関連づけることは適切ではない。

「リデュース」には、「拡大生産者責任」の視点から“事業者の役割”が欠かせない。「拡大生産者責任」を実行・実現した事業者に対して優遇策を講じてほしい。

環境配慮設計に関する手引きはグリーン購入法と整合性を持たせるとこと。まずは産業界において「リデュースの徹底」を強化すること。それを前提に、はじめて消費者との対話が始まる。

レジ袋について“強制的措置”という強い表現が誤解を招いている。“レジ袋無料配布を禁止”だけを基本合意すればいいのである。消費者が出来る「リデュース」の取り組みには選択肢があることが大事。

連絡会や協議会の設立と担い手とする役割が示されているが、「拡大生産者責任」の確立が前提である。現行法のままでは、地域の連絡会や協議会での自主行動は困難である。

環境配慮設計と再商品化委託料を関連づける意見は現実性に欠けているため、この意見は削除するか、反対意見を合わせて記載すべきである。

事業者が環境配慮設計を推進し、消費者の購買意欲につなげるために、消費者と事業者の情報共有と相互理解が重要である。

事業者が環境配慮設計を推進し、消費者の購買意欲につなげるために、消費者と事業者の情報共有と相互理解が重要である。

委託料が重量に比例する現行の料金設定は、環境配慮設計の中で最優先されているリデュースを反映しており、又それ以外に公平な設定は不可能であり、変更する必要はない。

環境配慮設計についてはリサイクル特性の検討において再商品化事業者の意見等が反映されるよう配慮していただきたい。

環境配慮設計に関する地域協議会等については、リサイクルを実施する再商品化事業者の意見等も反映されるよう、構成員に加えるなど配慮していただきたい。

容器包装のリデュースは科学的・技術的な観点から取り組まれており、関係主体の一体的な連携で促進されるものではなく、このような取り組みは必要ない。

意見概要

レジ袋は、わずか数分程度の存在役割しかなく、かつ代替は容易であり、過度に消費者に負担を求めるものではありません。

レジ袋使用規制に関する地域での自主的取り組みは行き詰まっているため、国がレジ袋有料化を法律で定めるべきです。

「環境配慮設計に関する手引き等の活用や優良事例の共有」に賛成します。公開の場で積極的に進めてください。

レジ袋使用規制に関する地域での自主的取り組みは行き詰まっているため、国がレジ袋有料化を法律で定めるべきです。

省包装や環境配慮設計の優良事例の表彰等だけではなく、過大包装、リサイクルしにくい包装等、問題のある事例について指摘し、是正と求めるしくみが必要である。

レジ袋削減については、強制的な有料化だけでなく、国による業種ごとの削減目標設定、国と業界団体の自主協定など、他の手法についても明記し、検討を継続するべきである。

依然としてファストフードやコーヒーショップの店内で使用されている使い捨て容器や、近年爆発的に増加しているコンビニコーヒー容器の発生抑制対策が必要である。

小売事業者の定期報告の公開にあたっては、対象事業者名や事業者ごとの努力内容がわかるように行うべきである。フランチャイズは連結で対象とすべきである。

3R推進マイスターについては、その制度自体を見直し、各市町村レベルで地域に根差して活動できる推進員を養成、活用すべきである。

発生抑制を一層促進するため、レジ袋の無料配布を制限する全国一律の実効性のある措置を講ずるべき。

今後も容器包装の機能特性を生かしながら環境への配慮設計を推進し、消費者と事業者、市町村の間で情報共有と連携強化を推進することが重要である。

容器包装が果たすべき機能・役割を保持しながら更なるリデュースを推進するため、消費者と事業者の情報共有と連携を強化すべきであると考えます。

事業者が環境配慮設計を推進し、消費者の理解につなげるために、消費者と事業者の情報共有と連携強化が重要である。

意見概要

委託料が重量に比例する現行の料金設定は、環境配慮設計の中で最優先されているリデュースを反映しており、又それ以外に公平な設定は不可能であり、変更する必要はない。

容器包装リサイクル制度に対する啓発について。

「環境配慮設計に関する手引き等の活用や優良事例の共有」に賛成します。公開の場で積極的に進めてください。

レジ袋使用規制に関する地域での自主的取り組みは行き詰まっているため、国がレジ袋有料化を法律で定めるべきです。

環境配慮設計と再商品化委託料を関連づける意見は現実性に欠けているため、この意見は削除するか、反対意見を合わせて記載すべきである。

現行の自主行動計画でリデュース目標を設定し、粛々と進め成果も上がっている。「関係主体が連携して一体的に取り組むべきである」は削除すべきである。

環境配慮設計を再商品化委託料に反映させる意見のみ記されているが、合同会合では反対の意見も表明されていることから、両論併記するか、当該記述を削除すべきである。

3R推進団体連絡会による自主行動計画の推進及びフォローアップの合同会合等への報告はすでに実施しているところであり、これを踏まえ「引き続き」等の表現を加えられたい。

環境配慮設計を再商品化委託料に反映させる意見のみ記されているが、合同会合では反対の意見も表明されていることから、両論併記するか、当該記述を削除すべき。

容器包装のリデュースは科学的・技術的な観点から取り組まれており、関係主体の一体的な連携で促進されることはなく、このような取り組みは実効が期待できない。

リデュースの促進については、製造段階、小売り段階のいずれにおいて付される容器包装についても、強制的措置によらず、自主的取り組みを進めるという方針に賛成します。

レジ袋の有料化は、マイバッグ持参を定着させる機会とすればよく、大きな消費者負担増加とは考えにくい。

レジ袋有料化の自主的取り組みは、なかなか促進されないため、国が法律で定めるべきです。

意見概要

2007年～2009年に、自治体等との連携により、スーパーを中心にレジ袋無料配布中止の導入が相次ぎましたが、小売店間の競争が激しい首都圏と近畿圏の2大都市圏では、あまり進展していません。実施している業態もスーパーに限られ、コンビニでの実施はほとんどありません。2010年以降は新たな導入はほとんどなく、自主的取り組みの限界が明らかです。

さらに、『リデュース推進』のための施策として、マイボトル・マイカップの推進も盛り込み、公共の場では安全で美味しい水の提供ができるおしゃれな冷水器の設置も有効だと考えます。

レジ袋の有料化は賛成である。

容り法におけるプレイヤーの役割を明確にすると共に、資源循環型社会の構築を先延ばしせず、今すぐに実施すべきである。

まずは容器包装廃棄物の発生抑制が重要であり、リユースの取組強化、廃棄物の減量は必然ですが、商品製造にあたる事業者・産業界との連携も重要と考えます。容器包装の果たすべき機能・役割の保持は当然ですが、過剰包装の削減、再商品化製品(包装材)の利用普及・促進を強めるため、地域における自主的な取り組みに留まらず、産業界等との積極的な連携を希望します。

レジ袋の有料化は消費者にとっての大きな負担を求めるものではない。

これまで容器包装に本来求められる機能(中身製品の保護等)を満たした上で3Rに取り組んできており、改めて環境配慮推進の観点からの再商品化委託料見直しは不適當。

現行の自主行動計画でリデュース目標を設定し、粛々と進め成果も上がっている。「関係主体が連携して一体的に取り組むべきである」は削除すべきである。

容器包装の環境配慮は中身製品の保護や輸送効率の向上など、トータルな視点から進められるべきであり、環境配慮設計と再商品化委託料を関連づけるべきではない。

3R 推進団体連絡会による自主行動計画の推進及びフォローアップの合同会合等への報告はすでに実施しているところであり、これを踏まえ「引き続き」等の表現を加えられたい。

第3章 容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案

2. リユースの推進

意見概要
リユースびんの効率を高め、社会普及につなげるためにも規格統一は重要です。国が率先して、事業者の規格統一の取組みを促すべきです。
リサイクルよりも優先すべきリデュースやリユースについての記載が少なく、検討不十分。継続課題としてフォローアップすることを明記すべきです。
回収インフラ整備等に関わる件。

意見概要

回収インフラ整備等に関わる件。

回収インフラ整備等に関わる件。

回収インフラ整備等に関わる件。

回収インフラ整備等に関わる件。

「ビールびんや一升びんなど既存するリユースびんの需要喚起を図るべきである」を追加。

回収インフラ整備等に関わる件。

回収インフラ整備等に関わる件。

リサイクルよりも優先すべきリデュースやリユースについての記載が少なく、検討不十分と言わざるを得ません。継続課題としてフォローアップすることを明記すべきです。

リユースを推進するための「考えられる施策の例」に、自治体の分別収集の区分に新たに「リユースびん」の区分を盛り込むべきです。

「考えられる施策の例」に、リユースびん入りの商品を販売しながら、リユースの空びんを引き取らない店舗に対して、なんらかの規制を課すことを明記すべきです。

「考えられる施策の例」に、一升瓶の約8割を使用している料飲店のリユースが維持・継続できるようなインセンティブを付与することを盛り込むべきです。

リユースびんの効率を高め、社会普及につなげるためにも規格統一は重要です。国が率先して、事業者の規格統一の取組みを促すべきです。

「多様な関係者」を例示に挙げて記述すべき。

意見概要

販売事業者の理解・協力を加筆すべき。

「イベント会場やスタジアム等でのリユース容器の導入に向け、モデル的事業等に取り組むとともに、」の箇所は削除すべきである。

現状の学校給食における牛乳容器の変更を検討する必要はないと考える。

リユースシステムを推進する上で、「多様な関係者」について具体的な表記が必要である。

回収インフラ整備等に関わる件。

リデュース・リユース・リサイクルが環境負荷の低い順であるのに、日本はリサイクルばかりが普及していて、リデュース・リユースの認知度がまだまだ低い状況だと思われます。リデュース・リユースの2Rの訴求を国をあげて行っていただければと思います。

リサイクルよりも優先すべきリデュースやリユースについての記載が少なく、検討不十分と言わざるを得ません。継続課題としてフォローアップすることを明記すべきです。

リユースを推進するための「考えられる施策の例」に、自治体の分別収集の区分に新たに「リユースびん」の区分を盛り込むべきです。

リユースびんの利用を促進するためのインフラ整備に関し、これを安全に流通させるためには、リユース可能な外装容器(プラスチックコンテナ 以下、P箱(※1))が必要であり、その利用促進及びインフラ整備が求められる。

リユースびんの効率を高め、社会普及につなげるためにも規格統一は重要です。国が率先して、事業者の規格統一の取組みを促すべきです。

リユースびんの効率を高め、社会普及につなげるためにも規格統一は重要です。国が率先して、事業者の規格統一の取組みを促すべきです。

「考えられる施策の例」に、リユースびん入りの商品を販売しながら、リユースの空びんを引き取らない店舗に対して、なんらかのペナルティを課すことを明記すべきです。

イベント会場等でのリユース容器の導入に関しては、洗浄方法等再使用に供するための安全・衛生基準を定め、それを管理する仕組み作りを前提とすべし。

意見概要

リサイクルよりも優先すべきリデュース・リユースについての記載が少なく、取り組みの検討も十分ではない。継続課題として明記すべきである。

リユースびんの普及を高めるために、びんの規格統一化に国が率先して取り組む必要がある。

リサイクルよりも優先すべきリデュースやリユースについての記載が少なく、検討不十分と言わざるを得ません。継続課題とすることを明記すべきです。

「多様な関係者」、特に「販売事業者の積極的関与」がないとびんリユースは成り立たないため、引き続き関係各位のご協力をよろしくお願いしたい。

リユースびんの効率を高め、社会普及につなげるためにも規格統一は重要です。国が率先して、事業者の企画統一の取組みを促すべきです。

自治体の分別回収に「リユースびん」を加えるべき。

CO2削減のために、リユースびんとリサイクルびんをする仕組みを確立すべきです。現状、リサイクル便の分別収集コストを自治体が負担することになってしまっています。また、自治体がリユースびんを回収する際に、その多くが割られてしまっています。いっそうのCO2削減のために、リユースとリサイクルの違いを消費者に理解してもらい、区別してびんを収集する仕組みを確立すべきです。

リユースびんを購入した店に返却できない事例が問題になっていると思います。空びんを回すことができなければリユースは成り立ちません。空きびんを回すためにも、びんを引き取らない店舗には、なんらかの規制が必要と考えます。空きびんを回すためにも、びんを引き取らない店舗には、なんらかの規制が必要と考えます。

国が主導してリユースびんの規格統一という課題に取り組むべきです。リユースびんの仕組みが広がるためには、びんの規格統一が重要と考えます。そのことで環境負荷を減らすことができます。リユースびんを普及させるために、国が主導してびんの規格統一という課題に取り組むべきです。

リサイクルよりも優先すべきリデュースやリユースについての記載が少なく、検討不十分と言わざるを得ません。継続課題としてフォローアップすることを明記すべきです。

リユースを推進するために考えられる施策の例について。リユースびんがリサイクルびんと混在しないよう、区別して収集することを望みます。また、リユースびん返却がスムーズでないことが問題になっています。購入した店が空きびんを引き取らないなどについて、デポジット制を義務化するなど規制が必要です。

リユースを推進するために考えられる施策の例について。リユースびんがリサイクルびんと混在しないよう、区別して収集することを望みます。また、リユースびん返却がスムーズでないことが問題になっています。購入した店が空きびんを引き取らないなどについて、デポジット制を義務化するなど規制が必要だと思います。

リユース瓶については牛乳製造業者等がスーパーにおいてリユース瓶での卸を行えばある程度の普及が望めるとも思えるが、しかしこれについて紙パックとのコスト面での差が大きくなり、しかも扱的に紙パックの方が容易である事からこの代替は難しいと考える。しかしながら既に瓶として流通しているもの(日本酒・ワイン等)においてはこの利用拡大が見込めると考える。

意見概要

回収インフラ整備等に関わる件。

「リユース」に対するインセンティブの無さに愕然。「リユースびん」の回収システムの再構築とびん容器の軽量化で消費拡大は可能である。その拡大に向けて加速化させる策を講じること。

考えられる施策の例として“検討すべきである”の用語が羅列されているが、国がグランドデザインを示すこと、法整備を整えることが急務である。

リデュース、リユースに対する施策を強化してください。

リユースを推進するための施策として、自治体の分別収集の区分に新たに「リユースびん」を追加する事を盛り込んで下さい。

「多様な関係者」が明確になっていない。例示を挙げて記述すべき。

販売事業者の理解・協力を加筆すべき。

リユース推進の「考えられる施策の例」に自治体による分別収集区分に「リユースびん」を盛り込む。あわせて国がリユースマークを制度化し、リユース容器の統一化を図る。

リサイクルよりも環境負荷が格段に少ない、リデュースやリユースについての記述が不十分。

国や地方公共団体等の会議において、積極的なリユース容器の活用を推進するために具体的な施策や目標を明記すべきである。

紙パック入り牛乳の容器リサイクルは、学校現場において資源循環を学ぶ良い教材となっており、現状の学校給食における牛乳容器の変更を検討する必要はないと考える。

びんのリユースにおける現状と今後の取組みに対する提言。

リユース推進の「考えられる施策の例」に自治体による分別収集区分に「リユースびん」を盛り込む。あわせて国がリユースマークを制度化し、リユース容器の統一化を図る。

意見概要

リユースびんの効率を高め、社会に普及させるには規格統一が重要です。国が率先して、事業者の規格統一に取り組むよう促すべきです。

リユースを推進するための「考えられる施策の例」に、自治体の分別収集の区分に「リユースびん」の区分を設けるべきです。

リユースびん使用の商品を販売しながら、リユースの空きびんを引き取らない店舗に対して、なんらかの規制を課すことを「考えられる施策の例」に明記すべきです。

リユースびんの回収・選別・再使用の効率を高めるために、びんの規格統一は重要な事項です。リユースびんを社会に普及させていくために、国が優先課題として取り組み、事業者の規格統一の取り組みを促すべきです。とりわけ、CO2の排出削減が明白な場合には事業者にメリットとなるインセンティブを与えるなど、よりいっそうの事業者の取り組みを促すべきです。

リユースびんを回収・選別して再使用するコストは、リユースびんを使用する事業者が負担していますが、リサイクルびんの分別収集コストは自治体が負担しており、リユースびんを取り扱う事業者にとって、とても不公平な制度となっています。また、自治体がリユースびんを回収する場合、リサイクルびんと一緒に回収することが多いので、リユースびんの強度が低下し、その多くが割られているのが実態で、リユースになっていません。

回収インフラ整備等に関わる件。

<考えられる施策例>に「リユースびんの区分」を盛り込むべきです。

イベント会場等でのリユース容器の導入に関しては、洗浄方法等再使用に供するための安全・衛生基準を定め、それを管理する仕組み作りを前提とすべし。

第3章 容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案

3. 分別収集・選別保管

意見概要
<p>容器法に一部盛り込まれた拡大生産者責任は極めて脆弱なため、商品を製造・販売した事業者の責任を明確にし、拡大生産者責任を強化すべきです。</p>
<p>・PETボトルの店頭回収は非常に便利であり、現在のスーパーマーケットにとどまらず、コンビニや学校、駅、競技場等の人が沢山あつまる場所に設置すべきだと考えます。またそれを経済的に後押しできる施策を作る必要があると考えます。</p>
<p>・容器包装リサイクル制度、店頭回収について 自治体の回収も利用しているが店頭回収がもっと広まるべきだと思う。回収拠点についてはスーパーが多いと思うが、設置店舗数や利用者層を考えるとコンビニが回収拠点になることによって利用者の年齢層も広がると思いますし、認知度も広まるのではないかと。スーパーにしても店舗により回収したりしなかったりがあるが、国が推進して回収する方向に持って行ってほしい。</p>
<p>・ペットボトルのリサイクルについて 自治体が独自に処理して海外に流出しているとあるが、日本は資源豊かな国ではないので国内循環の流れを積極的に推進すべき。飲料メーカーも回収した資源を中心に容器を作成していくべきだと思いますし、それをCMなどで利用者に告知すべき。</p>
<p>【店頭回収等の活用による収集ルートの多様化】 ・消費者がいつでも排出が可能な店頭回収は便利であり、今後も拡大して行ってほしい。 ・スーパーなどでの回収だけでなく、コンビニのような箇所でも回収を行い、拠点を増やしてもらいたい。 ・回収拠点となる店舗が前向きに取り組める仕組みづくり(補助金、インセンティブなど)が必要ではないか？</p>
<p>最近多くの商品に利用されているPETボトル容器について、資源としてリサイクルされるよう効率的に収集されることを望むが、資源回収日や時間が限定されていると、それに合わせるのが困難な場合もある。商品の購入者・消費者が気軽に手間なくリサイクル活動に関われるよう、生活に身近なコンビニエンスストア等も回収拠点となっていけば、資源を提供する側の時間コストや心理的コストも軽くなる。たいへん便利である。</p>
<p>現行の合理化拠出金制度は、十分に機能を果たしてきたところであり、現時点でこれを変更・拡充する必要はない。</p>
<p>容器法に一部盛り込まれた拡大生産者責任は極めて脆弱なため、商品を製造・販売した事業者の責任を明確にし、拡大生産者責任を強化すべきです。</p>
<p>市町村や事業者の負担を軽減し、社会全体のコストを合理化するため、市町村が回収後に行う分別とリサイクル事業者が引取り後に行う分別を一体化する実証事業に賛成します。</p>
<p>社会全体のコスト合理化方策として、選別を一体化することは市町村の負担軽減に意義は有るが、特定事業者の負担軽減は逆の効果を生む。</p>
<p>合理化拠出金の配分原資を低減額から固定した一定率に改め、市町村の合理化活動支援資金として特定事業者が上乗せ負担する制度とすべきである。</p>
<p>食品トレイ(容器)の店頭回収リサイクルについて、再生利用指定制度の考え方だけでなく、現状のインフラを活用する事で環境負荷、コストの両面で効果が期待出来る。</p>

意見概要

容器包装リサイクル制度は、現行の役割分担で一定の成果を上げてきている。従って、現行制度の役割分担・費用分担を変更する妥当性のある理由がない限り、維持継続すべきである。

合理化拠出金制度は、これまでも社会的コストの低減のために有効に機能しているため、現行制度を維持すべきである。

合理化拠出金は本来の自治体と事業者の合理化努力を促す目的にのみ使用すべきであり、普及啓発や投資など効果が明確でないものには使用すべきでない。

自治体費用の透明化は税金を使うそもそも自治体が行うべきことであり、役割分担の議論とは切り離して考慮すべきである。

選別の一体化の実証研究は、課題を関係者間で整理した上に実施すべきである。

現行の容器包装リサイクル制度における役割分担・費用分担は有効に機能しており、維持すべきである。自治体費用の透明化は、自治体自らが進めるべき別の課題である。

店頭回収される廃ペットボトルは、廃棄物処理法上産業廃棄物と認定され、再生利用指定制度の活動などが進められていることから、「法的位置づけ」という文言は削除すべきである。

「役割分担の議論に活かすための」を「社会全体のコスト低減のための」に修正すべきである。

選別工程の一体化は、その前提に解決すべきさまざまな課題があることから、実証研究についても実施の是非を判断する段階にない。

製品プラスチックは容器包装リサイクル制度の対象外であり、該当箇所の記述は削除すべきである。

自治体との事業者の両方の合理化努力を促すという、合理化拠出金制度本来の趣旨を堅持すべきであり、特定事業者の合理化分に対する配分を見直すことには反対である。

最終処分場確保や一般廃棄物排出量削減等について、現行制度の下で社会コストの低減等により一定の成果が上がっており、所期の目的は達成されていることから見直しは必要ない。

役割分担が曖昧になる等の問題がある為、選別の一本化については、実証研究に入る前に公開の場での議論を尽くす必要がある。

意見概要

合理化拠出金の算出方法については、事業者および自治体双方の合理化努力を促すという本来の趣旨に鑑み、現行の計算方式を変更する必要はないと考える。

拠出金制度の趣旨から、また、リサイクル事業に対する投資・普及啓発の促進等、その上限や効果が明らかでないものに合理化拠出金を配分(流用)することには反対である。

容器包装リサイクル制度は、現行の役割分担により一般廃棄物の減量と資源の有効利用等の成果を上げており、この役割分担・費用分担を維持すべきである。

市町村と特定事業者双方の合理化努力を促す本制度の趣旨に反することから、消費者への普及啓発やリサイクル事業への投資には反対である。

選別の一体化の実証研究を実施する場合には、関係主体が参画し、現状課題を十分分析した上で、現行の役割分担を前提に行うとともに、その評価は審議会で行う必要がある。

自治体費用の透明化・効率化は、自治体の業務である一般廃棄物処理業務を運営していくうえで当然であり、役割分担の議論とは分けて行うべきである。

実態把握やデータ収集等を十分行い、課題を整理したうえで、容器包装リサイクル制度検討の場とは別に、関係する主体が参加した公の場で検討すべきである。

現行の役割分担を維持した上で、自治体負担の軽減のため役割分担の見直しを行うべきは全くの矛盾。根本的に役割分担の見直しを行うべきと考える。

考えられる施策の例とするのであれば具体的、定量的で、また何時までにどうするかを明確に。

自治体の負担軽減、容リ制度からの脱落をどう防止するかの為の施策と理解している。

実証実験の目的は制度の課題を明確にし容リ制度を発展的に持続可能なものとする為にあり特定の主体のコスト軽減が目的ではないと考える。

一括回収実証研究は既に数箇所の自治体で終了しており、一括回収・リサイクルの課題、また実施に当たっての阻害要因を明確に。

国際比較の目的を明確にして検討を。何処の国と比較するか、その理由も明確に。

意見概要

容器包装リサイクルの維持・継続・発展は地球環境の保全にあり自治体や特定事業者の負担軽減は優先すべき検討項目ではない。

合理化拠出金の意義は今後も維持する事を前提に見直すことが望ましい。コスト削減効果を優先に考えるべきではない。

市町村によるペール品質の向上への取り組みは家庭での分別排出の徹底・向上には繋がっていない。直営・委託両方の中間処理施設での負担増、むしろコストアップになっている。

より具体的に拠出金の使用目的を自治体による普及啓発活動費の一部というように分かりやすくしてはどうか。

合理化拠出金は入札制度とは切り離して、その活性化を検討すべきものとする。

小売業者による店頭回収等の活用が容リ制度の発展・継続に資するか、その本質を見直し検討すべき。

店頭回収による回収量の拡大を期待するのであれば、家庭から排出されるものの持込を前提とするのではなく、現行家庭以外から排出されているものを対象とすべき。

小売業者による店頭回収は集客、顧客の取り込みといった側面が大きく、企業のマーケティングの一環として行えば良い。

自治体がプラスチック製容器包装の分別収集・選別保管をやめる理由は手間・費用負担だけの問題ではない。

指定ごみ袋の再商品化は即時実施に移すことを強く希望する。

上記既に過去の実証試験にて実証されており、速やかな実施を希望する。

これも既に過去の実証試験にて確認済み。

容リ法に一部盛り込まれた拡大生産者責任は極めて脆弱なため、商品を製造・販売した事業者の責任を明確にし、拡大生産者責任を強化すべきです。

意見概要

自治体や事業者の負担を軽減し、社会全体のコストを合理化するため、市町村が回収後に行う分別と再商品化事業者が引取り後に行う分別を一体化する実証事業に賛成します。

国全体としての目標を設定することに賛成します。一日も早く国際比較でき、消費者や自治体、事業者が連携して目指せるような目標数値を掲げてください。

現行容リ制度は、最終処分場の確保や一般廃棄物排出量の減少等の所期の目的を果し、社会コストの低減等、諸外国に誇れる成果を上げているので役割分担の見直しは必要ない。

選別の一体化は、実証研究に拙速に着手するのではなく、事前に制度課題を十分に審議し、実証研究の評価及び基本的方向性については、審議会等の公の場で検討、公表するべきである。

自治体の費用の透明化は、自治体間の比較、自治体の効率化、社会全体のコストの軽減等の議論に活すために当然実施するものであり、役割分担の議論とは別なものである。

合理化拠出金を現行を逸脱して、リサイクル事業に対する投資としての活用、普及啓発の促進等、経費の上限や成果で明らかでないものの原資として配分することには反対である。

合理化拠出金については、自治体・事業者の合理化努力を促す本来の趣旨を堅持し、その算定方法については、現行の計算方式を維持すべきである。

製品プラスチックの一括回収の実証研究の検討・実施は、容リ制度の下で行う問題ではない。公的な場を設け、関係する主体が参加して幅広く検討すべきである。

現行の役割分担・費用負担は十分機能し、成果も上がっているため、役割分担・費用負担を見直す必要はなく、さらに各主体による進化を図るべきである。

「自治体費用の透明化を図りつつ、」の前に「社会全体のコストの低減を目指し、」を加筆し、「今後の我が国の容器包装リサイクル制度について」と修正すべき。

「役割分担の議論に活かすための」を「社会全体のコスト低減のための」に修正すべき。

「容器包装以外の製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討・実施すべきである」を削除すべき。

「未参加市町村の参加促進方策の一つとして、国全体の目標の設定について検討」を削除すべき。

意見概要

21ページの31行目ならびに33行目から34行目を削除すべき。

「収集量」を「容リルートでの収集量」と明記するとともに、「店頭回収を活用した収集ルートの多様化」の前に「容リルートでの収集量を拡大する」を加筆すべき。

自治体の収集拠点でない店頭回収で回収される使用済みペットボトルについては廃掃法上の産業廃棄物と既に認定されていることから、「法的位置付けや、」を削除すべき。

合理化拠出金については、自治体や特定事業者の合理化努力を促す本来の趣旨から、自治体と特定事業者に対する配分方法については変えることなく維持すべきである。

現行の容リ法制度は効果的に機能しており、最終処分場の確保や一般廃棄物排出量の削減等の目的を果たし、社会コストの低減等の成果も上がっており見直しの必要はない。

自治体費用の透明化は、税金を使いリサイクル事業を行っている以上、役割分担の議論が無くても当然のことであり、役割分担の議論とは結び付けるべきではないと考える。

選別を一体化することは、社会全体のコスト削減効果があるか不明である。また、選別一体化は、市町村と事業者の役割分担を曖昧にすることから慎重な検討が必要である。

市町村と特定事業者双方の合理化努力を促す本制度の趣旨に反することから、合理化拠出金の配分を見直すことに反対である。

自治体費用の透明化と分析は社会全体でのトータルコスト低減に活かすべきものであり、性格の異なる役割分担の議論にはそぐわない。

効果のある実証研究の前に、選別を一体化することによる実現可能な効果や、できる施策について議論すべきである。

自治体費用の透明化・効率化は、役割分担の議論とは切り離して考慮すべきである。

合理化拠出金は自治体と事業者の両方の合理化努力を促すという趣旨で設けられた制度であり、目的以外の使用はするべきではない。

現行の容器包装リサイクル制度における役割分担・費用分担は有効に機能しており、維持すべきである。自治体費用の透明化と役割分担は別の課題である。

意見概要

市町村の選別とリサイクル事業者の選別の一体化については、安全性を第一に検証すべきである。

製品プラスチックとの一括回収については、消費者の要望が強く、回収率向上、資源の有効利用に繋がるため早期に実証研究を行うべきである。

上記記述に加えて、再商品化手法を見直すなどして、再商品化の合理化が進む余地を見出し、合理化拠出金を再活性化させることが必要と考える。

店頭回収される廃ペットボトルについては、廃棄物処理法上産業廃棄物と認定されていることから、「法的位置づけ」を削除すべき。

容器包装リサイクル制度は、現行の役割分担により一般廃棄物の減量と資源の有効利用等の成果を上げており、この役割分担・費用分担を維持すべきである。

市町村と特定事業者双方の合理化努力を促す本制度の趣旨に反することから、消費者への普及啓発やリサイクル事業への投資には反対である。

自治体とリサイクル事業者が行っている選別は目的・質が異なる。本検討は過去に実施しているので、まず、その結果も確認して選別一体化実証研究の要否を検討すべき。

製品プラは、プラ容器包装より更に素材が複雑で安全性に問題のある物もある。プラ容器包装の再商品化製品に混入すると問題が多いので、一括回収を実施すべきではない。

合理化拠出金を増やす事を目的として、本来の目的とは異なった用途に広げるべきではない。

店頭回収される廃ペットボトルについては、廃棄物処理法上産業廃棄物と認定されていることから、「法的位置づけ」を削除すべきである。

自治体費用の透明化・効率化は、そもそも税金を使う自治体自らが行うべきことであり、役割分担の議論とは切り離して考慮すべきである。

効果のある実証研究とするために、選別を一体化することによる実現可能な効果や、できる施策について多くの関係者により議論し課題を明確にした後に実施すべきである。

合理化拠出金は自治体と事業者の両方の合理化努力を促すという趣旨で設けられた制度であり、目的以外の使用はするべきではない。

意見概要

現在の役割分担を見直す必要はない。トータル社会コストの削減や再商品化される原材料の高度化、資源価値向上を図るために、自治体費用の透明化と成功事例の共有を図るべきである。

合理化拠出金制度は、今後も維持すべきであると総括しており、用途を特定すべきでは無い。

現行の容り制度で、最終処分場の確保や一般廃棄物排出量の減少等の所期の目的を果たし社会コストの低減等一定の成果が上がっているの見直しは必要ない。

選別の一体化は、役割分担が不明確等の問題があるため実証研究の事前に制度課題を審議すること。実証研究の評価及び基本的方向については、審議会等の公の場で検討し、公表すること。

自治体の費用の透明化は、自治体間の比較、自治体の効率化、社会全体のコストの軽減等の議論に活かすために実施するものであり、役割分担の議論とは別なものである。

合理化拠出金の配分方法については、リサイクル事業に対する投資としての活用、普及啓発の促進等、経費の上限や成果で明らかでないものの原資とすることは反対である。

合理化拠出金については、自治体・事業者の合理化努力を促す本来の趣旨を堅持し、その算出方法については、現行の計算方式を維持すべきである。

現行の役割分担・費用負担は十分に機能し、成果も上がっており、役割分担・費用分担を見直す必要はなく、さらに各主体による深化を図るべきである。

21ページ31行目ならびに33行目～34行目を削除すべき。

店頭回収されるPETボトルは、廃棄物処理法で、産業廃棄物に認定されており、「法的位置づけ」は削除すべきである。

「自治体費用の透明化を図りつつ、」の前に「社会全体のコストの低減を目指し、」を加筆し、「今後の我が国の容器包装リサイクル制度について」と修正すべき。

「役割分担の議論に活かすための」を「社会全体のコスト低減のための」に修正すべき。

「未参加市町村の参加促進方策の一つとして、国全体の目標の設定について検討」を削除すべき。

意見概要

容器包装リサイクル制度は、現行の役割分担が有効に機能し、成果を上げている。今後も現行の役割分担・費用負担を維持すべきである。

選別の一体化は、市町村と事業者の役割分担が不明確になることから、実証研究実施前に課題を審議し、評価等については、審議会等の公の場で検討し、公表していただきたい。

合理化拠出金については、自治体・事業者の合理化努力を促す本来の趣旨を堅持し、現状を維持すべきである。

自治体の費用の透明化は、自治体間の比較、自治体の効率化、社会全体のコストの軽減等の議論に活かすために実施するものであり、役割分担の議論とは別なものである。

ガラスびんのリサイクルでは、自治体の選別工程と、カレット商のカレット生産工程が直列となっており、重複した作業はないため、選別の一本化は適切ではない。

合理化拠出金については、自治体・事業者の合理化努力を促す本来の趣旨を堅持し、その算出方法については、現行の計算方式を維持すべきである。

合理化拠出金制度の総括に反しているので削除をすべきである。

反対。現行の容り制度は最終処分場の確保や一般廃棄物排出量の減少等当初の目的を果し、社会コストの低減等、成果を上げているので役割分担の見直しは必要ない。

反対。選別の一体化は制度課題の十分な審議が必須であり、実証研究の評価及び基本的方向性については審議会等の公の場で検討、公表すべきである。

反対。自治体の費用の透明化は、自治体間の比較、自治体の効率化、社会全体のコスト軽減等の議論に活かすために実施するものであり、役割分担の議論のためではない。

反対。合理化拠出金をリサイクル事業に対する投資としての活用や普及啓発の促進等、本来の目的以外の経費の上限や成果が不明なもの原資として配分することには反対である。

反対。合理化拠出金については、自治体・事業者の合理化努力を促す本来の趣旨を堅持し、その算定方法については、現行計算方式を維持し、安易に変更すべきではない。

反対。製品プラスチックは「非容り法プラ」であり、一括回収の検討・実施は容り制度の下で行う問題ではない。公的な別の場を設け、関係する主体が参加して幅広く検討すべきである。

意見概要

容器法に一部盛り込まれた拡大生産者責任は極めて脆弱なため、商品を製造・販売した事業者の責任を明確にし、拡大生産者責任を強化すべきです。

国全体としての目標を設定することに賛成します。一日も早く国際比較でき、消費者や自治体、事業者が連携して目指せるような目標数値を掲げてください。

現行の容器包装リサイクル法は、適切に運営されている。現状の役割分担、費用負担はこのままでよい。

容器包装リサイクル法がうまく運営されている理由の一つは、合理化拠出金制度が効果的に運用されているからであり、現行維持が必須である。

容器法に一部盛り込まれた拡大生産者責任は極めて脆弱なため、商品を製造・販売した事業者の責任を明確にし、拡大生産者責任を強化すべきです。

自治体や事業者の負担を軽減し、社会全体のコストを合理化するため、市町村が回収後に行う分別と再商品化事業者が引取り後に行う分別を一体化する実証事業に賛成します。

役割と費用分担を一致させる現行制度を継続し、各主体がその中で効率化を促進させるべきである。

店頭回収を進める小売店を経済的にサポートする制度の検討を求む。

現行の容器法における一般廃棄物の排出量は減少しており、一定の成果が得られているため、各主体の役割分担を見直す必要はないと考えます。

指定ゴミ袋については容器法の対象外であるが、ボール品とともに再商品化することも検討すべき。

市町村の費用負担の軽減。

自治体や事業者の負担を軽減し、社会全体のコストを合理化するため、市町村が回収後に行う分別と再商品化事業者が引取り後に行う分別を一体化する実証事業に賛成します。

役割分担が不明確、選別にかかる費用等、選別の一体化は課題が整理されてない。事前に課題を整理した上で、実証研究の要否判断、検証内容等を公の場で審議するべきである。

意見概要

本来、合理化拠出金は自治体と事業者の合理化努力を促すためのものであり、その趣旨や拠出金の算出方法は維持されるべきと考える。

容器包装以外の製品プラの一括回収については、材料リサイクルに適さない種々の素材が混入してくることを認識し、対象製品を絞るとともに、容リとは別の場での検討が必要。

容器包装リサイクル制度は、これまでの役割分担で相応の成果を上げているので、引き続き現行制度の役割分担・費用負担を維持すべきである。

プラ容器包装と一緒に分別排出された指定ごみ袋の再商品化は、再商品化費用を自治体が負担する等、特定事業者の負担が拡大しないことを徹底願う。

合理化拠出金の制度は、社会的コストの低減のために、これまで有効に機能していることから、現行制度を維持すべきである。

未参加市町村の参加促進方策だけでなく、取り組まなければペナルティが課せられる制度にすべきと考える。

現行の容器包装リサイクル制度における役割分担・費用分担は有効に機能しており、維持すべきであり、自治体費用の透明化は、自治体自らが進めるべき別の課題であります。

「役割分担の議論に活かすための」を「社会全体のコスト低減のための」に修正すべきと考えます。

PETボトルの店頭回収を進めると同時に適正処理の確保の担保策を明確にするべき。

選別工程の一体化は、その前提に解決すべきさまざまな課題があり、実証研究についても実施の是非を判断する段階にないと考えます。

製品プラスチックは容器包装リサイクル制度の対象外であり、該当箇所の記述は削除すべきであります。

店頭回収される廃ペットボトルは、廃棄物処理法上産業廃棄物と認定され、再生利用指定制度の活動などが進められており、「法的位置づけ」の文言は削除すべきであります。

ペットボトルについては、品質や収集量について課題があるものの、有償化となったため現制度ではインセンティブが働かない。自治体の「円滑な引渡し」促進のためにも、ペットボトル版の資金拠出制度の検討を。

意見概要

自治体の回収をやり続けながら新たに店頭回収を始めることは、全体の回収車の移動距離が増える可能性が高いため、資源消費量や環境負荷の増大を招く可能性があり、慎重な検討が必要。

容器包装リサイクル制度は、消費者・自治体・特定事業者の役割分担により一定の成果を上げてきており、現行制度の役割分担・費用分担を維持するべきである。

市町村への合理化拠出金制度は、事業者と市町村の努力を公平に評価している点を含め、社会的コスト低減のために有効に機能しており、現行制度を維持するべきである。

現行の容り法では拡大生産者責任の織り込みが不十分である。2Rを推進するために、拡大生産者責任の徹底を明確にすべきである。

分別のコストを低減するため、自治体が回収後に行う分別と事業者が引き取り後に行う分別を一体化すべきである。

容器包装以外の廃プラスチックの回収処理にも取り組むべきである。

店頭回収を拡大推進するためにデポジットの導入を検討すべきと考える。

選別一体化の実証による社会コスト低減効果は現時点では根拠に乏しい。この実証研究は、科学的、公平、透明な実証研究とし、その評価は公の場で行うべきである。

自治体費用の透明化・効率化は、税金を使って、ごみ処理・リサイクル事業を行っている以上、当然のことであり、役割分担の議論とは別に考えるべきである。

製品プラスチックの一括回収の実証研究の検討・実施は、容り制度の下で行う問題ではない。公的な場を設け、関係する主体が参加して幅広く検討すべきである。

自治体と事業者の両方の合理化努力を促すという、合理化拠出金制度本来の趣旨を堅持すべきである。

指定ごみ袋を、容り法の分別収集のインフラを利用して特例と位置付けることは考えられる。その場合、再商品化費用は受益者である自治体の負担とすべきである。

容器包装リサイクル制度は、現行の役割分担により一般廃棄物の減量と資源の有効利用等の成果を上げており、この役割分担・費用分担を変えることがあってはならない。

意見概要

選別の一体化の実証研究を実施する場合は、関係主体が参画し、現状課題を十分分析した上で、現行の役割分担を前提に検討するとともに、その評価は審議会で行う必要がある。

自治体費用の透明化・効率化は、自治体の業務である一般廃棄物処理業務を運営していくうえで当然であり、役割分担の議論の中でその調査を行うべきものではない。

かねてより要望していた拡大生産者責任がやっと明文化されたが、これでは極めて脆弱なので事業者の責任をより明確にすべきです。

目標を設定し、国際比較を可能にして、消費者や自治体・事業者が共に連携できる数値を示すようにしてください。

商品を製造・販売した事業者の責任を明確にし、欧米の制度も参考にしながら拡大生産者責任を強化すべきです。

容器包装リサイクル制度における役割分担は有効に機能しており、堅持すべきと考えます。また、自治体費用の透明化は、自治体自身の異なる課題と考えます。

自治体費用の透明化は、「役割分担」ではなく「社会全体のコストの低減」を前提に記載すべきと考えます。

選別工程の目的及び設備については、自治体と再商品化事業者により異なる等、課題が多くあるなかで実証研究を検討・実施することは実効性に乏しい。

容器包装リサイクル制度の対象外である製品プラスチックの一括回収に関わる記載は、削除願いたい。

再商品化の合理化促進は、合理化拠出金制度の趣旨であり、特定事業者の合理化分に対する配分見直しには反対です。

店頭回収については、廃棄物処理法上で産業廃棄物と認定されており、「法的位置づけ」は不要と考えます。

市町村と再商品化事業者の行う選別を一体化する実証実験は、再商品化の原料となり得るまでの、再商品化事業者の行う選別と同等品質となることを法的に保証する必要がある。

実証実験においては、到達条件を「再商品化事業者の行なう選別と同等であること」として行なうことが必須である。更に、当該条件達成が法的に保証されるべきである。

意見概要

現行制度の役割分担は、十分機能しており、経年的にいろいろな取り組みがされて、その成果が出ている。今、役割分担は維持してさらに取り組みを深化すべきである。

「自治体費用の透明化を図りつつ」の後ろに、「容リ制度の成果を評価した上で、トータル社会コストの低減となるような」を追記する必要がある。

「自治体の優良事例の共有」については賛同する。ガラスびんでは、混合収集で自治体の収集・選別工程で割れて残さとなって埋め立てられるのが問題。

「役割分担の議論に活かすための」は削除して「トータル社会コスト低減のための」に差し替えるべきである。

ガラスびんのリサイクルでは、自治体の選別工程と、カレット商のカレット生産工程が直列となっており、重複した作業はないため、選別の一本化は適切ではない。

現行の自主行動計画でリサイクル目標を設定し、粛々と進め、成果も上がっており、国全体として新たな目標を設定する意味は見いだせない。

現行の容リ制度の評価では、日本型EPRは十分機能しており、いろいろな取り組みが実施されてその成果が出ている。
役割分担は維持してさらに取り組みを深化すべきである。

現行の合理化拠出金制度は、一定の成果を上げ、有効に機能しており、それを維持するべきである。また、用途を特定すべきではない。

合理化拠出金制度の総括に反しているので削除をすべきである。合理化努力をした者が、それに応じたインセンティブを受けるのは当たり前である。

合理化拠出金制度の総括に反しているので削除をすべきである。合理化を進めるリサイクル事業への投資と、用途について指定されるものではない。

多様な回収は、「トータルの回収量が増えてトータルの社会的コストが減る前提」で実施すべきである。

拡大生産者責任を強化することを求めます。

一般廃棄物会計基準が用いられない問題点を早急に解決し、その活用による自治体費用の透明化を促進すべきである。

意見概要

プラスチック製容器包装の諸問題は、対応方針を早期に決定し、解決に向けたスケジュールをロードマップ等のわかりやすい表現で進捗を公開しながら取り組むべきである。

「…分別収集・選別保管費用は約2500億円にのぼり…」となっているが、この根拠が不明確であり、疑問視する意見も出ているので確定的な表現は避けるべきである。

自治体費用の透明化は社会的コスト削減のために必要なことであり、役割分担の議論に活かすためという表現は修正すべきである。

選別の一体化を検討すべき対象の容器包装は限定されるはずであり、すべての容器包装に該当するような表現は修正すべきである。

商品を製造・販売した事業者の責任を明確にし、欧米の制度も参考にしながら拡大生産者責任を強化すべきです。

現行の役割分担により資源の有効利用等の成果を上げており、費用の分担も現状維持が望ましい。

実証研究前に多くの関係者による課題の整理を行うべきである。

現行の容器包装リサイクル制度における役割分担・費用分担は有効に機能しており、維持すべきである。自治体費用の透明化は役割分担の議論とは切り離して議論すべきである。

現行制度の役割分担は機能している。自治体費用の透明化は、役割分担の議論とは切り離して考慮すべきである。

実証研究は、選別を一体化することによる実現可能な効果や、できる施策について多くの関係者により議論し課題を明確にした後に実施すべきである。

現行の容器包装リサイクル制度における役割分担・費用分担は有効に機能しており、維持すべきである。自治体費用の透明化は役割分担の議論とは切り離して議論すべきである。

新規に分別収集・選別保管を実施しうる自治体を注目して頂きたい。

現行の容器包装リサイクル制度における役割分担・費用分担は有効に機能しており、変更する必要はない。自治体の負担感軽減は、自治体自らが進めるべき別の課題である。

意見概要

店頭回収される廃ペットボトル等は、環境省が廃棄物処理法上産業廃棄物と位置付け、再生利用指定制度の活動などが進められていることから、「法的位置づけ」という文言は不要であり、削除すべきである。

自治体の負担感軽減のための調査は不要であることから、「役割分担の議論に活かすための」を「社会全体のコスト低減のための」に修正すべきである。

選別工程の一体化は、その前提に解決すべきさまざまな課題があることから、実施を前提とした実証研究については行う段階にない。

現行の容器包装リサイクル制度における役割および費用分担は有効に機能しており、維持すべきである。自治体費用の透明化は、自治体自らが進めるべき課題である。

「役割分担の議論に活かすための」を「社会全体のコストを低減するための」に修正すべきである。

選別工程の一体化は、その前提に解決すべき多くの課題が存在し、実証研究についても実施の是非を判断する段階にない。

製品プラスチックは容器包装リサイクル制度の対象外で、該当箇所の記述は削除すべきである。

店頭回収される廃ペットボトルは廃棄物処理法上産業廃棄物と認定され、再生利用指定制度の活動などが進められており、「法的位置づけ」の文言は削除すべきである。

容器包装リサイクル制度により、一般廃棄物最終処分量の減少、最終処分場の残余年数の改善などの成果を上げており、役割分担・費用分担の変更は不要と考えます。

拠出金は市町村と特定事業者双方の合理化に対するインセンティブであることから、この二者に含まれない第三者への投資に利用することには反対します。

現行の容器包装リサイクル制度における役割分担・費用分担は有効に機能しているので、維持すべきであり、自治体費用の透明化は、自治体自らが進めるべき別課題である。

「役割分担の議論に活かすための」を「総社会コスト低減のための」に修正すべきである。

解決すべき様々な課題があることから、選別工程の一体化の実証研究実施の是非を判断する段階にない。

意見概要

製品プラスチックは容器包装リサイクル制度の対象外であり、該当箇所に記述することは不適切であるので削除すべきである。

報告書のP.20の費用負担について、収集・運搬費用の収集に関する意見案である。

店頭回収される廃ペットボトルは、廃棄物処理法上産業廃棄物と認定され、再生利用指定制度の活用が進行中であることから、「法的位置づけ」という文言は削除すべきである。

現行の容器包装リサイクル制度における役割分担・費用分担は有効に機能しており、維持すべきです。自治体費用の透明化は、自治体自らが進めるべき別の課題です。

「役割分担の議論に活かすための」を「社会全体のコスト低減のための」に修正すべきです。

選別工程の一体化は、その前提に解決すべきさまざまな課題があることから、実証研究についても実施の是非を判断する段階にはありません。

製品プラスチックは容器包装リサイクル制度の対象外であり、該当箇所の記述は削除すべきです。

店頭回収される廃ペットボトルは、廃棄物処理法上産業廃棄物と認定され、再生利用指定制度の活動などが進められていることから、「法的位置づけ」という文言は削除すべきです。

せめてレジ袋の無償配布の廃止だけでも取り組んでほしい。プラスチック製容器包装の分別収集を廃止する自治体が増えてきている。費用負担のあり方、自治体の費用軽減策など何らかの対応が必要なのではないか。

容り法に一部盛り込まれた拡大生産者責任は極めて脆弱なため、商品を製造・販売した事業者の責任を明確にし、拡大生産者責任を強化すべきです。

容器包装のリサイクルに税金を使うことを止め、必要な費用は商品価格に含めて消費者の負担とし、自治体が新たに生ごみリサイクルなどに取り組めるようにすべきです。

拡大生産者責任の考え方に基づく役割分担の見直しについて。廃棄物発生抑制の促進には、作るだけでなく使用後の処理にも生産者責任を課す「拡大生産者責任(EPR)」の確立が欠かせません。容り法では自治体の関わる分別収集・選別保管にかかる税金に対して、再商品化は負担が軽く、拡大生産者責任は極めて脆弱です。

廃棄物発生抑制の促進には、作るだけでなく使用後の処理にも生産者責任を課す「拡大生産者責任(EPR)」ことが必要です。作りっぱなしであとはしらない、というのは無責任極まりないことです。容り法では自治体の関わる分別収集・選別保管にかかる税金に対して、再商品化については負担が軽く、拡大生産者責任は極めて優しいものとなっています。

意見概要

市町村が回収後に行う分別と再商品化事業者が引き取り後に行う分別を一体化する実証研究を早急に行うべきです。

容器包装リサイクル制度は、各主体の役割分担が明確であり、この役割に沿って努力した結果成果も上がっている。現行の役割分担を維持すべきである。

容器法は我が国の社会状況に合致した役割分担が明確化され、運用されています。このことから特に役割分担の見直しは必要でなく、効率化をはかることが必要と考えます。

市町村と特定事業者双方の合理化努力を促進する拠出金制度は機能しており、成果も上がっているため当面趣旨に反する見直しは控えるべきである。

合理化拠出金は市町村の分別収集・選別保管業務の質の向上に対して、効果を発揮しており、現状の算定法を堅持すべきである。

現在の容器包装リサイクル制度に関し、役割分担・費用分担が有効に機能していることから、現状を維持すべきと考える。自治体費用の透明化は、自治体が進める課題である。

現状の容器包装リサイクル法(以下容器法)はリサイクルのための分別収集・選別保管を自治体が行うことになっており、循環型社会の形成推進基本法にそった、製造から消費までの循環型システムの構築に大きな支障があるものと考えます。前回改正時にも改善されなかった、地方自治体が税金を投入している現状の改善がなされる文言がありません。

容器包装リサイクル制度は、現行の役割分担が一般廃棄物の減量および資源の有効利用等の成果を上げていることから、この役割分担・費用分担を維持すべきである。

市町村・特定事業者・リサイクル業者ともに、独自のノウハウを蓄積し、運用が図られ、効果をあげてきています。このことから特に役割分担の見直しが必要なのではなく、現行制度の効率化を図ることが重要と考えます。

当記載内容は市町村と特定事業者双方の合理化努力を促す本制度の趣旨に反していることから、消費者への普及啓発やリサイクル事業への投資には反対である。

「役割分担の議論」を「社会全体のコスト低減」に修正すべきである。

選別工程の一体化について、実証研究を検討する以前に解決すべき課題があり、実証研究実施の是非を判断する段階にない。

合理化拠出金は市町村の分別収集・選別保管業務の質の向上に対して、効果を発揮しており、現状の算出方法を堅持すべきである。

意見概要

製品プラスチックは容器包装リサイクル制度の対象外であることから、該当箇所の記述は必要ない。

店頭回収される廃ペットボトルは、廃棄物処理法上産業廃棄物と認定され、再生利用が促進されていることから、「法的位置づけ」という記述は削除すべきである。

店頭回収を行う事業者の取組み促進策は、実効力のあるもの、経済的インセンティブの提供が望ましいと考える。例えば、小売店が店頭回収したペットボトル資源を国内リサイクルに回す場合、回収量に応じて経済的インセンティブを提供する等。現在の法環境下では店頭回収の義務がない中、地域生活者の要望に応え、また環境貢献に自主的に取り組む小売店を支えたい。

容器包装リサイクルの仕組みは、現行の役割分担により一般廃棄物の減量と資源の有効利用等一定の成果を上げており、この役割分担・費用分担は引き続き維持すべきである。

市町村と特定事業者双方の合理化努力を促す本制度の趣旨に反する。よって、消費者への普及啓発やリサイクル事業への投資には反対である。

容器包装リサイクル制度は、現行の役割分担により一般廃棄物の減量と資源の有効利用等の成果を上げている。この役割分担の考え方の見直しや自治体の負担感軽減策の検討が、特定事業者の負担増につながるものが懸念される。

役割分担・費用分担の見直しによって、廃棄物の減量等を通じた社会全体のコスト低減や排出抑制が実現するとは考えられず、反対である。

市町村が実施する分別収集と、特定事業者が実施する再商品化の段階でそれぞれ行う選別を一体化することは、実質的に市町村と特定事業者の役割分担の見直しにつながる可能性があり、反対する。「社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究」については、過去に実施された同種類の実証試験の結果分析を優先すべきである。

リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出額は、2011年度から大幅に減少している。このことは、再商品化の質的向上の促進や、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会全体のコストの効率化、という制度の目的が実現した結果であり、高く評価すべきである。

現行の役割分担・費用分担を維持すべきである。何故なら容器包装リサイクル制度は、現行の役割分担により一般廃棄物の減量と資源の有効利用等の成果を上げているからである。

市町村と特定事業者双方の合理化努力を促す本制度の趣旨に反することから、消費者への普及啓発やリサイクル事業への投資などの施策を行うべきではない。

「容器包装リサイクル法は円滑に機能している」という評価は当たらない。だから、法改正を要望したのであることが理解されていない。

自治体向け施策の紹介であるが、「拡大生産者責任」の理念を尊重した中での役割分担であることが必要だ。

意見概要

市町村がより高度な分別収集や選別保管を目指し、ベール品質の向上に専念すればするほど経費高騰は免れない。

プラスチック製品については素材の判別が難しい。環境ラベルも多すぎて区別がつかない状態である。指定ごみ袋削減の検討も必要である。

現行の容器包装リサイクル制度における役割分担・費用分担は有効に機能しており、維持すべきである。自治体費用の透明化は、自治体自らが進めるべき別の課題である。

店頭回収される廃ペットボトルは、廃棄物処理法上産業廃棄物と認定され、再生利用指定制度の活動などが進められていることから、「法的位置づけ」という文言は削除すべきである。

「役割分担の議論に活かすための」を「社会全体のコスト低減のための」に修正すべきである。

選別工程の一体化は、その前提に解決すべきさまざまな課題があることから、実証研究についても実施の是非を判断する段階にない。

選別工程の一体化は、その前提に解決すべきさまざまな課題があることから、実証研究についても実施の是非を判断する段階にない。

製品プラスチックは容器包装リサイクル制度の対象外であり、該当箇所の記述は削除すべきである。

自治体との事業者の両方の合理化努力を促すという、合理化拠出金制度本来の趣旨を堅持すべきであり、特定事業者の合理化分に対する配分を見直すことには反対である。

容器包装リサイクル制度は消費者・自治体・特定事業者三者の役割分担により一定の成果を上げてきたものであり、現行制度の役割分担・費用負担を維持すべきである。

現行の市町村への合理化拠出金制度は、事業者と市町村の努力を公平に評価し、社会的コスト低減のために有効に機能しているため、現行制度を維持すべきである。

見通の不透明な選別一体化等の実証研究よりも、現在の役割分担の中で各主体の取組を深化させるための調査、分析に時間とコストを費やすべきである。

容器包装リサイクル制度は、消費者・自治体・特定事業者の役割分担により一定の成果を上げてきた制度であるため、現行制度の役割分担・費用分担を維持すべきである。

意見概要

市町村への合理化拠出金制度は、事業者と市町村の努力を公平に評価しており、現状も社会的コスト低減のために有効に機能しているため、現行制度を維持すべきである。

現制度は、現行の消費者・自治体・特定事業者の役割分担・費用分担により一定の成果を上げており、引き続き現行の分担制度を維持すべきである。

合理化拠出金制度は、事業者と市町村の努力を公平に評価しており、社会的コスト低減の為に有効に機能しており、引き続き現行制度を維持すべきである。

選別一体化等の不透明な実証研究に時間とコストをかけず、現行の役割分担で各主体の取組を推進させるための調査、分析、取組に時間とコストを費やすべきである。

容器包装リサイクル制度は、消費者・自治体・特定事業者の役割分担により一定の成果を上げてきたものであるため、現行制度の役割分担・費用分担を維持すべきである。

市町村への合理化拠出金制度は、事業者と市町村の努力を公平に評価しており、現状も社会的コスト低減のために有効に機能しているため、現行制度を維持すべきである。

選別一体化等の見通の不透明な実証研究に時間とコストをかけず、現在の役割分担の中で各主体の取組を深化させるための調査、分析、取組に時間とコストを費やすべきである。

自治体費用の透明化は、リサイクル費用の付替え議論に供する為ではなく、自治体費用のコスト構造の比較・分析を通して、収集・選別業務の効率化、合理化のために行うべき。

市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等について。「役割分担については、容器包装リサイクル制度は円滑に機能しているとの評価の下で、現行の役割分担を維持した上で更なる効果を得るためにはどうしたら良いか、また一義的に拡大生産者責任の考え方に基づく役割の拡大という考え方ではなく、現行制度の効果的な運用を検討すべき」との意見に賛成である。

店頭回収等の活用による収集ルートが多様化について。産業界では自主的に店頭回収に取り組んでおり、法的義務付けについては慎重に検討いただきたい。

実証研究・制度化検討の際には、経済合理性や関係主体の負担軽減にのみ着目して、安定かつ継続的な一般廃棄物の適正処理を損なうことが無いよう配慮していただきたい。

合理化拠出金の再活性化のために入札制度において過度な競争を導入し、不適正処理を誘発させることが無いよう配慮していただきたい。

廃ペットボトル等の店頭回収と同様、一般廃棄物として安定かつ継続的な適正処理の確保のため、既存の適正処理ルートが損なわれることが無いよう配慮していただきたい。

意見概要

プラスチック製容器包装と一緒に分別排出された指定ごみ袋は、リサイクル性に優れた素材であり、ベールと共に再商品化することを早急に制度化していただきたい。

容器包装以外の製品プラスチックの一括回収については、対象品目や費用負担などの面から、過去の実証研究を十分に分析・検討していただきたい。

制度運用に係る関係主体の役割分担及び費用負担のあり方について、引き続き検討すべきである。

我が国のプラスチック製容器包装は複合材質・複合素材により大幅な省資源化を実現しており、複合材質・複合素材に適したリサイクル技術の育成にも注力すべきと考えます。

現行の役割分担・費用負担は十分機能し、成果も上がっているため、役割分担・費用負担を見直す必要はなく、さらに各主体による進化を図るべきである。

L18「自治体費用の透明化を図りつつ、」の前に「社会全体のコストの低減を目指し、」を、L19「役割分担の考え方」の前に「社会全体のコストを削減する」を加筆すべき。

「役割分担の議論に活かすための」を「社会全体のコスト低減のための」に修正すべき。

「未参加市町村の参加促進方策の一つとして。国全体の目標の設定について検討」を削除すべき。

考えられる施策の例にある「分別意識の普及啓発の促進」「リサイクル事業に対する投資」は、本来の合理化拠出金の趣旨から外れており削除すべき。

報告書(案)に記載された容器包装プラスチックの収集量拡大につながる施策例について、その具体化に向けた検討体制ならびに検討スケジュールを追記していただきたい。

自治体や事業者の負担を軽減し、社会全体のコストを合理化するため、市町村が回収後に行う分別と再商品化事業者が引取り後に行う分別を一体化する実証事業に賛成します。

企業の社会的責任として、環境に配慮したものづくりに取り組んでいるが、一方で食品業界の度重なる不祥事もあり、「安心・安全」については更なる強化が求められてきています。3Rを加速させたいのですが、「安全担保」等がネックとなり、なかなか進まない現状もあります。企業全体を後押し(支援)いただける何らかの手段(上記文中の企業への表彰制度(〇%削減企業)や情報交換への等)が必要と考えます。

拡大生産者責任を強化し、商品を製造・販売した事業者の責任を明確にすべきです。

意見概要

容器包装リサイクル制度は、現状での役割分担により一般廃棄物の減量と資源の有効利用等の成果を上げており、この役割分担・費用分担体制を維持すべきである。

市町村と特定事業者双方の合理化努力を促す本制度の趣旨に反することから、拠出金の普及啓発やリサイクル事業への投資は反対である。

危険物、処理困難物の容器包装(スプレー缶、カセットコンロのボンベ等)に関しては、生産者に自主回収を義務付け、店頭回収を活用すべきである。

社会全体のコストや環境負荷を削減するため、容器包装廃棄物に関して多くの情報を有する特定事業者のポテンシャルが最大限活用できるよう拡大生産者責任を強化すべき。

容器包装と同じ素材である製品プラスチックは、市民感覚の観点からも、容器包装と合わせてリサイクルするような分かりやすい素材別リサイクルの制度設計にすべきである。

容器包装の分別収集に不可欠な指定収集袋は、異物扱いせずリサイクルの対象とすべきである。

容器包装リサイクル制度の役割分担は、これまで消費者・自治体・特定事業者の活動で一定の効果을上げている。現行制度の役割分担・費用分担を維持すべきと考える。

現行の市町村への合理化拠出金制度は、事業者と市町村の努力を公平に評価しており、また社会的コスト低減のために有効に機能しているため、現行制度を維持すべきである。

合理化拠出金制度は、社会全体のコスト低減のために効果的に機能しており、継続促進のため、今後も維持すべきである。

現行容器包装リサイクル制度は、消費者・自治体・特定事業者が役割分担することで一定の成果を上げてきており、その役割分担・費用分担を維持するべきであると考えます。

各自治体の指定収集袋は容器包装プラを収集するために必須のものであり、又貴重な資源であることから、容リプラと共にリサイクルすべきである。

容器包装リサイクル制度は、現行の役割分担により一般廃棄物の減量と資源の有効利用等の成果を上げており、この役割分担・費用分担を維持すべきである。

市町村と特定事業者双方の合理化努力を促す本制度の趣旨に反することから、消費者への普及啓発やリサイクル事業への投資には反対である。

意見概要

容器包装リサイクル制度は、消費者・自治体・特定事業者の役割分担により一定の成果を上げてきたものであるため、現行制度の役割分担・費用分担を維持すべきである。

合理化拠出金制度は、市町村と事業者の合理化努力を公平に評価しており、現状も社会的コスト低減のために有効に機能しているため、現行制度を維持すべきである。

選別一体化等の見通の不透明な実証研究に時間とコストをかけず、現在の役割分担の中で各主体の取組を深化させるための調査、分析、取組に時間とコストを費やすべきである。

拡大生産者責任は排出抑制等を促進させる政策手段であり、自治体の負担軽減策に馴染まない。また、費用が主体間の付替えになれば社会コストを低減させることに逆行する。

選別一体化の実証試験は、プラスチック容器に限定して慎重に実施すべき。

店頭回収は小売事業者による自主的な活動であり、容り法に位置づけるべきではない。「法的位置づけや、」は削除すべき。

容器包装リサイクル制度は、消費者・自治体・特定事業者の役割分担により一定の成果を上げてきたものであり、現行制度の役割分担・費用分担を維持すべきである。

市町村への合理化拠出金制度は、事業者と市町村の努力を公平に評価している点を含め、社会的コスト低減のために有効に機能しており、現行制度を維持すべきである。

店頭回収される廃ペットボトル等の廃棄物処理上の位置づけは明確化されたが、自治体の理解が得られておらず、現状のままでは収集ルート拡大に繋がらないことを危惧する。また、より一層店頭回収に積極的に事業者が取組むような施策を早急に構築すべきである。

現行の容器包装リサイクル法のもとで一般廃棄物の排出量は減少しており、成果を上げているので役割分担を見直す必要はないと考える。

市町村とリサイクル事業者の選別の目的は異なっており、社会全体のコスト低減につながるとは考えにくい。過去の実証試験の結果を確認し、その必要性を議論すべきである。

容器包装リサイクル法の下で容器包装以外の製品プラスチック一括回収の実証研究の検討・実施を行うべきではなく、別の場に関係者が参加の下で検討を行うべきである。

合理化拠出金制度は市町村と事業者とともに合理化に努めることを奨励する制度であり、この趣旨を守るべきである。

意見概要

容器包装リサイクル制度は、消費者・自治体・特定事業者の役割分担により一定の成果を上げてきたものであるため、現行制度の役割分担・費用分担を維持すべきである。

市町村への合理化拠出金制度は、事業者と市町村の努力を公平に評価しており、現状も社会的コスト低減のために有効に機能しているため、現行制度を維持すべきである。

選別一体化等の見通の不透明な実証研究に時間とコストをかけず、現在の役割分担の中で各主体の取組を深化させるための調査、分析、取組に時間とコストを費やすべきである。

自治体費用の透明化は、リサイクル費用の付替え議論に供する為ではなく、自治体費用のコスト構造の比較・分析を通して、収集・選別業務の効率化、合理化のために行うべき。

現状の容器包装リサイクル制度における役割分担・費用分担は有効に機能しており、維持すべきであり、自治体費用の透明化は、自治体自らが進めるべき別の課題と考える。

「役割分担の議論に活かすための」を「社会全体のコスト低減のための」に修正すべき。

選別工程の一体化は、その前提に解決すべき様々な課題があるため、実証研究についても実施の是非を判断する段階にない。

製品プラスチックは容器包装リサイクル制度の対象外のため、該当箇所の記述は削除すべきである。

店頭回収される廃ペットボトルは、廃棄物処理法上産業廃棄物と認定され、再生利用指定制度の活動などが進められているため、「法的位置づけ」という文言は削除すべきである。

指定袋しか言及されていないが、指定袋以外のプラスチック製容器包装以外のプラスチックについても同様に早急に検討すべきである。

容器包装リサイクル制度は、消費者・自治体・特定事業者の役割分担により一定の成果を上げてきたものであるため、現行制度の役割分担・費用分担を維持すべきである。

市町村への合理化拠出金制度は、事業者と市町村の努力を公平に評価しており、現状も社会的コスト低減のために有効に機能しているため、現行制度を維持すべきである。

選別一体化等の不透明な実証研究に時間とコストをかけず、現在の役割分担の中で各主体の取組みを深化させるための調査、分析、取組みに時間とコストを費やすべきである。

意見概要

自治体や事業者の負担を軽減し、社会全体のコストを合理化するため、市町村が回収後に行う分別と再商品化事業者が引取り後に行う分別を一体化する実証事業に賛成します。

容器包装リサイクル制度は、消費者・自治体・特定事業者の役割分担により一定の成果を上げてきており、現行制度の役割分担・費用分担を維持すべきである。

市町村への合理化拠出金制度は、事業者と市町村の努力を公平に評価し、社会的コスト低減のために有効に機能しているため、現行制度を維持すべきである。

選別一体化等による効果は不透明であるため、現在の役割分担の中で各主体の取組を深化させるための調査、分析、取組に時間とコストを費やすべきである。

合理化拠出金制度は、事業者の合理化に関わる努力を踏まえたものであり、現行制度を維持すべきである。

選別一体化等のための実証研究に時間や労力を割くのではなく、先ず現行の役割分担の中で効率化・合理化を図るための取組を検討、実施をすべきである。

容器包装リサイクル制度は、消費者・自治体・特定事業者の役割分担により効率的に機能して来ており、現行制度の役割分担・費用分担は変更すべきではない。

合理化拠出金制度は現行制度を維持すべきであり、プラスチック製容器包装の再商品化手法の見直し等による合理化を進め、再活性化をはかるべきである。

製品プラスチックの一括回収の実証研究の検討・実施は、容リ制度の下ではなく、公的な場を設け、関係する主体が参加して幅広く、且つ慎重に検討すべきである。

目的と作業内容の異なる二つの選別を一体化する事に合理性はなく反対である。実証研究を行う場合は、科学的、公平、透明なものとし、評価は公の場で慎重に行うべきである。

店頭回収される廃ペットボトルについては、9行目の様に廃棄物処理法上、産業廃棄物と認定されており、13行目にある法的位置づけを再度、検討する必要はない。

社会全体のコストの軽減については容リプラは既存の再生業者からみるとゴミであり再生原料としての価値は評価していない。社会全体のコスト軽減の観点から経済的、衛生的にリサイクルするサーマルリサイクルも比較検討すべき。また拡大生産者責任を論ずる場合、消費者の受益者負担についても議論すべきである。

現行の役割分担・費用負担は十分機能して成果が出ているので、見直しの必要はない。

意見概要

自治体費用の透明化・効率化は、税金を使う自治体自らが行うべきである。また役割分担の議論に活かすためではなく、「トータル社会コストの低減」の観点を加えて頂きたい。

現行の自主行動計画でリサイクル目標を設定し、着実に成果も上がっており、国全体として新たな目標を設定する意味は見いだせない。

現行の容器制度の評価では、日本型EPRは十分機能しており、いろいろな取組みが実施されてその成果が出ている。役割分担を維持してさらに取組みを深化すべきである。

現行の合理化拠出金制度は一定の成果を上げ、有効に機能しており、それを維持すべきである。また、用途を特定すべきではない。

店頭回収される使用済みPETボトルについては、産業廃棄物処理上、産業廃棄物と認定されているので、「法的位置づけ」を削除すべきである。

容器包装リサイクル制度は、消費者・自治体・特定事業者の役割分担により一定の成果を上げてきたものであるため、現行制度の役割分担・費用分担を維持すべきです。

市町村への合理化拠出金制度は、事業者と市町村の努力を公平に評価しており、現状も社会的コスト低減のために有効に機能しているため、現行制度を維持すべきです。

選別一体化等の見通の不透明な実証研究に時間とコストをかけず、現在の役割分担の中で各主体の取組を深化させるための調査、分析、取組にこそ費やすべきではないでしょうか。

合理化拠出金制度の趣旨・目的を鑑みると、拠出金を消費者への普及啓発（広告宣伝など）の促進に使用すべきではないと考える。

容器包装リサイクル法は対象が容器包装であり、製品プラスチック一括回収の実証研究を検討・実施することは、対象外であり時期尚早である。

自治体の費用の透明化は、自治体間の比較、効率化、社会全体のコストの軽減等の議論をするために必要と考えるが、拡大生産者責任の役割分担の議論とは別のものである。

現行の容器包装リサイクル制度における役割分担・費用分担は有効に機能しており、維持すべきと考えます。自治体費用の透明化は、自治体自らが進めるべき別の課題と考えます。

「役割分担の議論に活かすための」を「社会全体のコスト低減のための」に修正が必要と思います。

意見概要

選別工程の一体化は、その前提に解決すべきさまざまな課題があることから、実証研究についても実施の是非を判断する段階にないと考えます。

製品プラスチックは容器包装リサイクル制度の対象外であり、該当箇所の記述は削除すべきと思います。

店頭回収される廃ペットボトルは、廃棄物処理法上産業廃棄物と認定され、再生利用指定制度の活動などが進められていることから、「法的位置づけ」という文言は削除すべきと考えます。

容器包装プラと製品プラの混合回収・混合処理の実証研究を検討・実施すべきである。

制度は、一定の成果が認められており、現行の役割分担等を維持すべきである。

制度の趣旨に鑑み、消費者への普及啓発やリサイクル事業への投資には反対である。

未参加市町村の参加促進等が狙いであるなら、市町村単位での目標を考えるべきで国全体として目標設定を検討する意味は見いだせない。上記該当箇所を削除すべきである。

自治体の収集拠点でない店頭回収については廃掃法上の産業廃棄物と既に認定されていることから、「法的位置付けや」、「登録」「取組促進策」の検討は必要ない。

「役割分担の議論に活かすための」を「社会全体のコスト低減のための」に修正すべきである。

自治体の選別と再商品事業者の選別は目的と実態が異なるだけでなく、事前に検討すべき課題が多々あり、実証研究前に審議会の公の場で課題、手順の論議を行うべきである。

合理化拠出金制度の効果を継続させる観点から今後も維持するとした総括と矛盾する施策となる31行目ならびに33行目から34行目を削除すべきである。

容器法施行以来、分別収集、再商品化により家庭から排出される容器包装廃棄物は減少しており、一定の成果が現れているので3者の役割分担を見直す必要はない。

現状、選別の一体化に際し十分な議論がなされているとは言えない。実証研究を行う前に役割分担や選別施設にかかる費用等の問題について審議する必要がある。

意見概要

合理化拠出金は、自治体・事業者の合理化努力の結果として支払われる対価であるので、本来の趣旨をくずすべきではない。計算方式についても現行通りでよいと考える。

現行容器包装リサイクル制度の役割分担・費用負担は十分機能し、成果も上がっており、役割分担・費用負担を見直す必要はなく、さらに各主体による進化を図るべきである。

「自治体費用の透明化を図りつつ、」の前に「社会全体のコストの低減を目指し、」を加筆し、「今後の我が国の容器包装リサイクル制度について」と修正すべき。

「役割分担の議論に活かすための」を「社会全体のコスト低減のための」に修正すべき。

「容器包装以外の製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討・実施すべきである」を削除すべき。

「未参加市町村の参加促進方策の一つとして、国全体の目標の設定について検討」を削除すべき。

21ページ31行目ならびに33行目から34行目を削除すべき。

自治体の収集拠点でない店頭回収の使用済みペットボトルについては廃掃法上の産業廃棄物と既に認定されていることから、「法的位置付けや、」を削除すべき。

国として「役割分担や負担軽減策について十分に議論を重ねていく」場合においても、自治体の主体的判断での発電焼却の選択も合理的なものとして尊重されるべきと考えます。

現行法の合理化拠出金制度は一定の合理性があり、この仕組み維持することには首肯できるが、リサイクル事業への投資など本来の目的を外れることは疑問視せざるを得ない。

自治体費用の透明化と容器包装リサイクルにおける役割分担の議論は切り離して考慮すべきである。

指定ごみ袋の再商品化は即時実施に移すことを強く希望する。再商品化義務対象外を継続し、運用上の扱いを検討するにも再商品化費用は指定ごみ袋の利用者である自治体の負担とし、特定事業者への負担を拡大しないこと。

合理化拠出金は自治体と事業者の両方の合理化努力を促すためのものであり、新たな目的での使用はすべきではない。

意見概要

自治体とリサイクル事業者が行っている選別は目的・質が異なる。本検討は過去に実施しているので、まずその結果も確認して選別一体化実証研究の要否を検討すべき。

製品プラは、プラ容器包装より更に素材が複雑で安全性に問題のある物もある。プラ容器包装の再商品化製品に混入すると問題が多いので製品プラを加えるべきではない。

合理化拠出金は現行制度を堅持すべきで、本来の目的とは異なった用途に広げるべきではない。

容器包装リサイクル法に一部盛り込まれた拡大生産者責任は極めて弱いです。商品を製造・販売した事業者の責任を明らかにし、拡大生産者責任を強化すべきです。

廃棄物の発生抑制を促進し、処理にかかる環境負荷を低減するためには、使用後の処理にも生産者に責任を課す拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility)の確立が欠かせません。欧州では、包装指令 36ヶ国のうち30ヶ国がEPR制度を導入しており、多くの国では事業者団体が自ら回収するか、回収している自治体に回収費用を支払っています。

未参加市町村の参加促進方策について賛成である。

指定ごみ袋について再商品化として許容することに賛成である。

- ・消費者にとって、容器の排出方法の選択肢が増える店頭回収を評価する。行政回収では、排出の時間等に制限があるが、店頭回収は便利。
- ・現在の店頭回収は、スーパーマーケットが中心だが、コンビニエンスストアでも利用できれば便利だと考える。
- ・店頭回収資源を活かして資源の国内循環、水平リサイクルにつながることを望む。

指定ごみ袋については、すでに実施されている調査研究の結果を活用して、ベールとともに再商品化すべきかどうか検討していただきたい。

製品プラスチックの一括回収についても、すでに実施されている実証試験結果を活用して、早急な検討を実施していただきたい。

今後より一層の容器包装リサイクルの推進を図っていくには、行政のゴミ回収費用算出の統一化を国から提示すべきだと考える。たとえば現行の自治体でよくみられるゴミ収集コストの考え方として、廃棄物全体の回収量から重量比で各品目の収集コスト算出をしているところなどがあるが、この考え方だと重量の軽い廃棄物はなかなか収集・処分コストに対して費用削減が見えにくい実態がある。

高度なリサイクルと持続的な国内資源循環を目指すため、PETボトル再生処理事業者の入札における優先枠を設けて戴きたい。

年2回の入札制度の効果の検証と見直しを実施するとともに、価格評価だけの現行の入札制度を見直し、事業者の多様な努力を反映させた入札制度の導入を要望致します。

意見概要

国内資源循環を促進する為、市町村で分別収集した使用済みPETボトルは指定法人へ必ず引渡してください。更に事業系のPETボトルも国内資源循環できる仕組みをお願いします。

将来を据えた入札制度の具体的な見直し検討の場を設けていただく事を要望致します。

再生利用指定制度の全国的な展開を要望致します。

廃棄物処理法上の再生利用指定制度の活用は、都道府県毎に取扱いが異なっている。また、各都道府県内のみでしか制度の有効性がないため国の主導による制度を構築していただきたい。

消費者への分別意識の普及啓発活動に対して、拠出金を高く分配すべき。

合理化拠出金の配分を一般市民への普及啓発活動等に活用するべきである。

分別収集、選別保管とあるが、これ以前の内容はP16のリデュース、P19のリユースの推進であるが、次のリサイクルにはなっておらず、肝心の内容がすり替わっている。

合理化拠出金の配分だがベール品質の良い市町村へ多く配分されるようになっているが、ベール品質の向上という部分にも支援が必要だと思う。

拡大生産者責任の考え方に基づく役割分担の責任を明確にし強化すべきです。

社会全体のコストを合理化するため、市町村が回収後に行う分別と再商品化事業者が引取り後に行う分別を一体化する実証研究を検討・実施することに賛成します。

食品容器(トレイ)の店頭回収リサイクルについて、再生利用指定制度の通知が出たが、現状のインフラまでを含めた範囲の明確化を求めます。

容器包装以外の製品プラの一括回収については、材料リサイクルに適さない様々な種類のプラ素材が混入してくることを認識し、対象製品を絞った現実な検討が必要。

これまでの取り組みにより、排出の抑制や最終処分量の低減等、容リ制度は円滑に機能し、社会コストの低減等一定の成果が上がっているの見直しは必要ない。

意見概要

市町村の選別とリサイクル事業者が行う選別は目的が異なるものであり、これらの一体化は却って社会全体のコストの低減に逆行することもあり得るため慎重な検討が必要。

「役割分担の議論に活かすための」の表記を「社会全体のコスト軽減の議論に活かすための」へ差し替えるべきである。

合理化拠出金の配分方法については、普及啓発の促進やリサイクル事業に対する投資としての活用等、経費の上限や成果で明らかでないものの原資とすることは望ましくない。

合理化拠出金については、制度の主旨である自治体・事業者の合理化努力促進を堅持し、その算出方法については、現行の計算方式を維持すべきである。

市町村と特定事業者双方の合理化努力を促す本制度の趣旨に反することから、消費者への普及啓発やリサイクル事業への投資には反対である。

容器包装リサイクル制度は、現行の役割分担により一般廃棄物の減量と資源の有効利用等の成果を上げており、この役割分担・費用分担を維持すべきである。

容器包装リサイクル制度は、消費者・自治体・特定事業者の役割分担により一定の成果を上げてきたものであり、現行制度の役割分担・費用分担を維持すべきである。

- ・現行の役割分担は維持すべきである。
- ・諸外国とは関係主体や回収インフラが異なる。EPRの考え方や、費用負担の考え方だけを日本に適用すべきではないと考える。

自治体の負担感低減だけでなく、特定事業者も含めて社会全体の処理コストを低減することを目的に議論を重ねて行くべきである。

ガラスびん全体の約3割が未回収でリサイクルされていない現状がある。自治体や消費者の協力をお願いしたい。

- ・自治体費用の透明化と役割分担とは分けて考えるべきである。
- ・自治体負担の状況の把握は、特定事業者を含めた社会全体の処理コストを低減するために役立てて欲しい。

現行の容器リサイクル制度は十分機能しており、成果が出ており、現行の役割分担は維持すべきである。

合理化拠出金制度の総括に反しているので削除をすべきである。

意見概要

- ・合理化拠出金制度の総括に反しているので削除をすべきである。
- ・合理化を進めるリサイクル事業への投資と、用途について指定されるものではない。

- ・多様な回収は、「トータルの回収量が増えてトータルの社会的コストが減る前提」で実施すべきである。
- ・容リ制度で新たな法的インセンティブを付与する必要性はない。

容器包装リサイクル制度は、消費者・自治体・特定事業者の役割分担により一定の成果を上げており、今後とも現行制度の役割分担・費用分担を維持するべきである。

市町村と特定事業者双方の合理化努力を促す本制度の趣旨に反することから、消費者への普及啓発やリサイクル事業への投資には反対である。

自治体費用の透明化・効率化は、税金を使いごみ処理・リサイクル事業を行っている以上、当然のことであり、役割分担の議論とは別に考えるべきである。

選別の一体化は、市町村と事業者の役割分担を曖昧にすることから慎重な検討が必要である。加えて、選別を一体化することの評価等について審議会の公の場で行うべきである。

自治体との事業者の両方の合理化努力を促すという、合理化拠出金制度本来の趣旨を堅持すべきである。

第3章 容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案

4. 分別排出

意見概要
紙のリサイクル識別マークは、消費者にとってわかりづらいので、紙製容器包装の再生利用を促進する観点から、紙単体と複合品に区分すべきである。
紙製容器包装を製紙原料として有効利用し、かつ古紙品質の安定化を図るためにも、紙単体と複合品の区別が可能な識別表示の検討を引き続き行うべきである。
「・市民に分かりやすいプラスチック製容器包装の識別表示や紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべきである。」を削除すべきである。
紙製容器包装の識別表示について、効果的な回収量拡大の施策とするために、より多くの関係者による議論をお願いしたい。
現実には市民の3R意識は制度の経過に伴い高まったとは言えるが十分に醸成されているとは言いがたい。
特定事業者に対し罰則も設けるなど強制力のある施策を速やかに実施すべき。
分別排出の徹底、促進を阻害しているのは市町村・特定事業者による情報提供の不足ではなく分別排出に係るルールが市町村によってまちまちであるため。
普及啓発の工夫について高齢者や若者世代とひとくりにせず、それぞれにあった丁寧な内容を検討することが望まれる。
市町村や特定事業者による情報提供の促進を行うことに賛成します。ぜひとも、プラスチック製容器包装が何にリサイクルされたかの情報を消費者に提供してください。
「一方、特に発生抑制及び再商品化に関して多くの情報を有する特定事業者は、より積極的に適切に消費者に対して情報発信を行うことが効果的である」を削除すべき。
「・市民に分かりやすいプラスチック製容器包装の識別表示や紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべきである。」を削除すべきである。
紙製容器包装の分別排出の識別マークは、回収量の拡大のために識別表示の検討を引き続き行うべきである。

意見概要

そもそも一般廃棄物をどのように分別収集するかについては、市町村の固有義務とされる。消費者への分別排出の普及啓発は、国と自治体の役割である。

市町村や特定事業者による情報提供の促進を行うことに賛成します。ぜひとも、プラスチック製容器包装が何にリサイクルされたかの情報を消費者に提供してください。

市町村や特定事業者による情報提供の促進を行うことに賛成します。ぜひとも、プラスチック製容器包装が何にリサイクルされたかの情報を消費者に提供してください。

市町村や特定事業者による情報提供の促進に賛成します。また、プラスチック製容器包装の最終用途情報を消費者に提供してください。

消費者は、自治体の排出ルールに則って排出をしており、自治体からの情報発信が重要な要素になっているため、「特に・」以下は、削除すべきである。

そもそも一般廃棄物をどのように分別収集するかについては、市町村の固有義務とされる。消費者への分別排出の普及啓発は、国と自治体の役割である。

生産の段階でごみにしない物作りが重要。「発生抑制」を消費者に期待するのではなく、物の流れの「入り口」がポイントである。現行は「出口」対策ばかりである。

「・市民に分かりやすいプラスチック製容器包装の識別表示や紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべきである。」を削除すべきである。

回収された容器包装が何にリサイクルされるか、情報を消費者に提供する事を盛り込んで下さい。

識別表示については、安易に見直しを行うべきではない。

市町村や特定事業者による情報提供の促進を行うことに賛成します。プラスチック製容器包装が何にリサイクルされたかの情報を消費者に提供してください。

紙製容器包装の識別マークの変更は、市民の混乱を招くとともに、容器包装リサイクル法に基づく収集を実施する自治体を減らすことになり、容リルートの崩壊につながる。

分別排出に関する市民への啓発は、国が当事者として関わるべき。

意見概要

「・市民に分かりやすいプラスチック製容器包装の識別表示や紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべきである。」を削除すべきである。

最終処分量や温室効果ガスの排出削減、ひいては地球温暖化対策の1つとして、国民の理解と行動が不可欠であり、消費者がともに取組を進めることが重要です。さらなる3R意識の向上や分別排出の促進、再商品化製品の用途情報、わかりやすい識別表示の改善、リユース容器を使用した商品やいわゆるリサイクル商品の普及の強化等、消費者への具体的かつ積極的な情報提供を望みます。

ゴミ処理に関する啓発が非常に少ないと感じる。

市町村や特定事業者による情報提供の促進を行うことに賛成します。

プラスチック製容器包装の識別表示の検討(材質表示の細分化)は却って市民の混乱を招き、負担を増やすことに繋がりがかねないので慎むべき。

消費者は、自治体の排出ルールに則って排出をしており、自治体からの情報発信が重要な要素になっているため、「特に・・・」以下は、削除すべきである。

事業者としてガラスびん3R促進協議会、および日本ガラスびん協会から、ガラスびんの3Rに関する情報を提供している。積極的にこれらの情報を活用して頂きたい。

第3章 容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案

5. 再商品化

意見概要
材料R優先は早急に撤廃して本来の姿である自由競争にすること。材料Rは、実績データとして役割を果たしていないため、材料R優先の維持に関する合理的な根拠が見当たらないので、早急に撤廃して頂きたい。
古紙と廃プラスチックで作られるRPFによるサーマル利用を、マテリアル利用と同等の取り扱いとし、再商品化の入札に実質的に参加できるようにするべきである。
1. 集荷量の増大について まずは参加する自治体数を増加すべきであるが、自治体負担(住民税)を軽減する施策が必要である。自治体の安価化努力は当然として、廃プラ生産および利用事業者の負担増と住民負担増が避けられない。特に住民の負担は税金ではなく、回収袋の有料化で賄うべき。
2. 落札優先枠について 材料リサイクルの50%優先枠はすぐに撤廃するか、徐々に削減していくべきである。材料リサイクルには適さない残さの問題も言われているが、これは熱回収すればよいと思う。それよりもコスト(処理費が高い)をかけてもリサイクルによって作られているものが、価値の低いものが多い。
最も重点化すべきは、評価項目の実現を継続的に維持出来ているか否か、形式、体裁ではなく実施状況を評価する仕組みの導入である。同時に、ケミカル業者も評価すべきである。
優先A枠に一定の競争倍率を設定する制度は、ダンピングの強要そのもの。成長促進とは真逆の、国等の契約の基本方針にも反する制度であり直ちに撤廃すべきである。
「材料リサイクル優先50%維持」に関し規制改革実施計画に記載された観点から実績データに基づき早急に見直しに関する検討を開始する旨報告書(案)に明記すべきである。
材料リサイクルの優先的取扱いは、段階的に減少するべきである。
いずれは材料リサイクル優先50%を撤廃することを明記すべきである。また、エネルギー回収も含めた上で、環境負荷・経済面で合理的なしくみと入札制度を検討すべきである。
材料リサイクルの優先50%の取扱いは、暫定的措置であり、優良で効率的な事業者の稼働率を高める等早急に競争条件を整備し、速やかに廃止すべきである。
プラスチック製容器包装廃棄物は、石油由来のエネルギー資源の性格を有していることから、RPF等熱回収についても再商品化手法の一つとして位置付けるべきである。
総合的評価制度上の再生材の質の向上に寄与する項目の配点を重くし、競争倍率を引き上げ、優良な事業者の稼働率を高めるよう、入札競争上の措置を早急に講じるべきである。

意見概要

プラスチック製容器包装再商品化手法の課題を明確にし、それぞれの具体的な解決策を明示すべき。

関係主体の理解の向上、ペール品質の向上促進や収集量の拡大、再商品化事業者の生産性向上、参加市町村の拡大、入札制度の見直し、再生樹脂の規格化など等一括で検討、対応できる内容ではなく、個々に具体的に検討すべき内容である。

各手法内の優良な事業者の条件を明確に。社会コストの低減を是として強引に処理費の削減を追及するのはポテンシャルを伸ばすことの阻害要因になる。

再生材の規格化・標準化には賛成。但し実行可能なものであること市場(顧客)に有効な情報として開示されることが条件。

消費者の理解と協力のための透明化、情報公開は大事だと思う。一方で情報を提供・開示する側の利用事業者のインセンティブも検討すべき。

大部分のケミカル・固形燃料利用はリサイクルでは無く有効利用。リサイクルの質で議論すべきではない。

総合的評価制度の見直しについてはH29年度入札に反映するよう早急に結論をだす事を求める。

現行の入札制度には多くの問題があり早急な改訂が必要である。プラスチック市場の市況変動に対応でき再商品化事業者がポテンシャルを伸ばせる入札制度。実効性のある入札制度への変更を求める。

過去の総合的評価の目的も同じであった。然しながら結果は公平性を欠くものであった事の反省を十分に生かした総合的評価の変更を求める。

現在までの経緯で言えば現行収率の維持と再商品化製品の更なる品質向上が同時に達成できるとは言いがたく。品質の向上、すなわち市場価値の向上、需要の拡大への取り組みを優先すべき。

材料リサイクル事業者を一般枠で入札させることは再商品化製品の質の低下を招く。

容器包装リサイクルの特殊性に鑑み再商品化手法のコスト構造や再商品化製品利用製品の用途の透明化には賛成する。

再生樹脂に係る規格の策定、標準化は素材産業化、需要拡大、にとって有効な措置であり、早急な取り組みが求められる。

意見概要

再生プラスチックの質の向上を要求する考え方に対して、残渣を再生利用する要求は具体例がないと、理解できない。この状況下で総合的評価項目に組み入れて頂きたい。

「材料リサイクル優先50%を維持する」ありきではない。記述は削除すべき。「優良な事業者がポテンシャルを伸ばせる仕組みづくり」がのびきならぬ課題で、速かに検討に着手すべきである。

「健全な競争」を「コスト低減となる健全な競争」に修正すべき。

「指定法人において検討、」を「指定法人において透明性を確保した検討を行い、」と修正すべき。

リサイクル品の品質向上や環境負荷低減を考慮しつつ、ケミカル及び材料リサイクル等の再商品化手法の改善に引き続き取り組み、社会全体のコスト低減につながるように、より改善されたもっともよい再商品化手法が選択されるような仕組みにしていくことが重要である。

現状の入札制度について、より透明性の高い、競争原理の働く制度への改善を行うべきである。

再商品化費用の高コスト化を招いている入札制度における材料リサイクルの優先的取扱いは、合理的根拠がなく廃止すべきである。

「材料リサイクル優先50%を維持するということ」を削除すべき。

材料リサイクルの優先的取扱いは、段階的に減少するべきである。

再商品化の収率基準を全ての手法で重量ベースに統一すべきである。

再商品化手法において、再商品化製品となる基準を統一すべきである。

消費者、市町村、特定事業者の理解向上を図るため、再商品化手法の名称をより実態を反映した分かり易いものに見直して頂きたい。

プラスチック容器包装の処理・再資源化の論議は、ISO規定のフローを原則に置き、科学的な視点でおこなうべき。

意見概要

材料リサイクルの優先50%の取扱いは、暫定的措置であり、優良で効率的な事業者の稼働率を高める等早急に競争条件を整備し、速やかに廃止すべきである。

総合的評価制度上の再生材の質の向上に寄与する項目の配点を重くし、競争倍率を引き上げ、優良な事業者の稼働率を高めるよう、入札競争上の措置を早急に講じるべきである。

マテリアルリサイクルは、コストと製品品質を考慮すると優先する合理的な理由はなく、50%優先を早期に撤廃し、他の再商品化手法と同列に扱うべきである。

再生プラスチックの質の向上を要求する姿勢と、残渣を再生利用する要求は相反するもので実施することが容易でない。拙速に総合的評価項目に組み入れないように願う。

再商品化製品を使用した製品に国を挙げ早急に付加価値をつけるべきです。

消費者や市町村の理解と収率は別で、収率と単一素材化は比例しない。

材料リサイクルの優先的取扱いは、段階的に減少するべきである。

ケミカルリサイクルの優位性を評価してマテリアル優先の撤廃を望む。

材料リサイクル優先50%を維持するのであれば、健全な競争環境をつくり、社会コスト低減につながる制度設計を図ること。その審議は合同審議会等、公の場で議論すること。

反対。“材料リサイクル優先50%の維持”ありきではなく記述は削除すべき。「優良な事業者がポテンシャルを伸ばせる仕組みづくり」が優先課題で、速かに着手すべきである。

材料リサイクル51%優先ありきでは、再生材の規格化・標準化による市場の創設は難しい。固形燃料化を推進し、質の良い材料を安定確保し、再生材市場創設を図るべき。

最小コストによる最大効果を追求するため、「材料リサイクル優先50%を維持」を止め、他の手法と同等の扱いとすべきである。

「当面・・・材料リサイクル優先50%を維持」とあるが、当面がいつまでなのか明示を。考えられる施策を実施し、競争環境を整備して、早急に自由競争とすべきである。

意見概要

「市町村における説明がつかない」ことを理由に固形燃料化の緊急避難的な扱いを継続するのではなく、燃料利用について市町村が理解できるよう説明すべき。

ケミカル手法について。

現行の入札制度について。

再生樹脂のJIS規格化を推進し、品質向上と数量安定化を図るべし。

今回の審議を通じ、サブグループのような新たな検討の場を設ける場合、行政機関や一部の関係者のみが水面下で進めるのではなく、公開の場で広く意見を募ることを明記願う。

いずれは材料リサイクル優先50%を撤廃することを明記すべきで、また、エネルギー回収も含めた上で、環境負荷・経済面で合理的なしくみと入札制度を検討すべきと考えます。

P26の4行目の再生材の質にかかわらず項目の廃止等と参考資料のP18の総合的評価の方法ですが、質に関係ないこれらの項目がなくなると、その会社が、情報公開をせず、見学者の受入れをしなくなると、国民、市民から何をしているか分からなくなり、もともと難しい容リについて不信が広がるのでは？

P26の9～12行目では、現行の入札制度よりも新しい入札制度の検討に期待するが、現状の参考資料のP1～P17の優先Aの競争倍率が1.05の設定については、入札を失敗した時に1社に被るリスクが大きく、雇用や社会貢献面でも中小企業が多いマテリアル業者には、過度なコスト削減が強いられ、容リの制度がブラック企業を作り出していく可能性があると思われるので、早急に1.05の競争倍率をなくすべきである。

石油由来のエネルギー資源としての優れた特性を持つプラスチック容器包装については、固形燃料化を含めエネルギーとしての有効利用を検討するべきである。

本来は優先入札を廃止して自由競争とすべき。今回は過渡的措置であり、今後、リサイクルビジネス構築に向け、諸施策等を通して競争環境の整備を求める。

入札制度の見直しに繋がる総合的評価の評価項目の検討を求める。検討に際しては、国、容リ協会に加えて特事、専門家などを交えたオープンで科学的な場の設定を。

材料リサイクルの優先50%の取扱いは、暫定的措置であり現実的ではなく、優良で効率的な事業者の稼働率を高める等早急に競争条件を整備し、速やかに廃止すべきである。

材料リサイクルの優先50%の取扱いは、暫定的措置であり現実的ではなく、優良で効率的な事業者の稼働率を高める等早急に競争条件を整備し、速やかに廃止すべきである。

意見概要

プラスチック製容器包装廃棄物は、RPF等熱回収についても再商品化手法の一つとして位置付けるべきである。

プラスチック製容器包装の総合的評価制度の再検討に際し、市場のニーズを反映し再生材の需要の喚起につながる評価制度の構築を検討していただきたい。

プラスチック製容器包装の総合的評価制度の再検討に際し、市場のニーズを反映し再生材の需要の喚起につながる評価制度の構築を検討していただきたい。

材料リサイクル優先50%の撤廃記載が必要と考えます。また、環境負荷・社会コストの最小化を考慮した、合理的な仕組みと入札制度を検討すべきです。

入札制度の運用を、指定法人のみで決めることに反対する。指定法人が独断的にならない様、必ず管轄省庁の審議(議事は公開)を受けるべきである。

再生材市場の拡大を考える上で、廃棄物マニフェストのようなトレースが出来るしくみを掲げる事業者には再商品化製品の輸出を認めるべきである。

容器包装プラスチックの再商品化過程で発生する残渣は、再生利用を出来る限り推奨すべきであり、市場の拡大のため、現状禁止されている輸出を認めるべきである。

再生プラスチックの質の向上を要求する姿勢と、残渣を再生利用する要求は具体例がなく、理解できない。拙速に総合的評価項目に組み入れないように願う。

環境負荷低減、とくに資源効率化の点で固形燃料化は材料リサイクルやケミカルリサイクルに劣る手法であり、同列で評価するに値しない。将来的にも見直す必要はない。

再生材市場の拡大を考える上で、廃棄物マニフェストのようなトレースが出来るしくみを掲げる事業者には再商品化製品の輸出を認めるべきである。

材料リサイクル「優良な事業者」の定義が一方向的に「単一素材化」に偏りすぎないように、慎重な検討をお願いします。

入札制度の運用が指定法人にのみ任されることは強く反対する。運用に関しては指定法人が独断的にならぬよう、必ず監督省庁の審議(議事公開)を受けるべきである。

2016年2月25日第16回合同委員会にて、再商品化製品の輸出を行なうことへの、崎田委員のご発言「そろそろ質のよい製品の輸出を考えるべき」との意見を記載すべき。

意見概要

材料リサイクルの優先枠は、段階的に減少するべきである。

プラスチック製容器包装の総合的評価の項目に関する意見と、見直し時期の明確化。

材料リサイクル優先は適切ではなく、将来的には50%枠を撤廃することを明記すべきである。また、エネルギー回収も含めた上で、環境負荷・経済面で合理的なしくみと入札制度を検討すべきである。

将来的には、材料リサイクル優先50%を撤廃することを明記すべきである。また、エネルギー回収も含めたうえで、環境負荷・経済面で合理的な仕組みと入札制度を検討すべきである。

将来材料リサイクル優先50%を撤廃することを明記すべきである。また、エネルギー回収も含めた、環境負荷・経済面で合理的なしくみと入札制度を検討すべきである。

25ページに「材料リサイクル優先50%維持」の記載がありますが、いつまで続けるのでしょうか。自由競争にしてより安い方法で処理すべきだと考えていますが、特定業界を優先的に取り扱い、50%維持とするのは何故か分かりません。また「当面」というのはどれくらいのスパンを言うのでしょうか。早く変えた方が良いと思うため、当面というのは「なるべく早いタイミングで」と思っています。

いずれは材料リサイクル優先50%を撤廃することを明記すべきです。また、エネルギー回収も含めた上で、環境負荷・経済面で合理的なしくみと入札制度を検討すべきです。

「材料リサイクル優先50%維持」について、材料再生部分に縛られる事無く、総合的なリサイクルの観点から（プラスチック以外のリサイクル活用、費用対効果、省エネ）、実績データに基づき見直しを行うべきである。

プラスチック製容器包装は、石油由来の資源であり、RPF（固形燃料）による熱回収もリサイクル手法の一つとして位置づけるべきである。

プラスチック製容器包装の再商品化の在り方については、材料リサイクル優先50%を維持すると述べられているが、その科学的根拠が示されておらず、妥当性に欠く。

材料リサイクル優先の取り扱いは、リサイクル技術やリサイクル品の自由競争に制約を加えるものであり、段階的に解消すべきである。

プラスチック製容器包装の再商品化の在り方の中で、材料リサイクルについて「材料リサイクル優先50%を維持する」と述べられているが、その根拠が示されておらず、妥当性に欠く。

将来的には材料リサイクル優先50%を撤廃することを明記し、エネルギー回収を含めた環境負荷や経済面での合理的なしくみと入札制度を検討すべきである。

意見概要

材料リサイクルにこだわらず、優良な事業者が独自の取り組みの中でリサイクルの効率性を向上させていくことが重要であり、材料リサイクル優先の考え方は改めるべきである。

石油由来のプラスチック製容器包装廃棄物は、エネルギー資源としても優秀であり、RPF等熱回収についても再商品化手法の一つとして位置付けるべきである。

いずれは材料リサイクル優先50%を撤廃することを明記すべきである。また、エネルギー回収も含めた上で、環境負荷・経済面で合理的なしくみと入札制度を検討すべきである。

プラスチック容器包装の再商品化手法については、固形燃料化を含め様々なエネルギーとしての有効利用を検討すべきである。

石油由来のエネルギー資源としての優れた特性を有するプラスチック容器包装については、固形燃料化を含め多様なエネルギーとしての有効利用を検討すべきである。

環境負荷削減効果の高い手法に優先枠を設定すべき。

石油由来のエネルギー資源としての優れた特性を有するプラスチック製容器包装については、固形燃料化を含む熱回収も再商品化手法として有効利用を検討すべきである。

石油由来のエネルギー資源としての優れた特性を有するプラスチック容器包装については、固形燃料化を含め様々なエネルギーとしての有効利用を検討すべきである。

入札制度の見直しについて。
入札制度の見直しにあたっては、競争を維持し、コストの面からも優良な事業者が落札できるような仕組みとすべきである。

「材料リサイクル50%優先枠を維持」することで循環型社会の再商品化ポテンシャルを低下させているのではないのでしょうか？実績に基づく環境負荷低減手法を優先とすべき。

材料リサイクルとケミカルリサイクルは再商品化工程や再商品化製品の特性等が大きく異なり、その特長を活かすためにはカスケード利用の導入を検討していただきたい。

総合評価制度の見直しに当たっては、これまでの結果を検証し、入札制度の見直しと合わせて公平性と事業継続性を確保していただきたい。

収率基準を下げることはリサイクル技術の後退を意味しており、日本のリサイクル技術をどう発展させるべきかという観点から慎重に収率基準を検討していただきたい。

意見概要

ケミカルリサイクルについては各手法(油化・高炉還元化・コークス炉化学原料化・ガス化)について、コスト分析と再商品化製品に関する透明化を進めていただきたい。

我が国のプラスチック製容器包装は複合材質・複合素材により大幅な省資源化を実現しており、複合材質・複合素材に適したリサイクル技術の育成にも注力すべきと考えます。

我が国のプラスチック製容器包装は複合材質・複合素材により大幅な省資源化を実現しており、複合材質・複合素材に適したリサイクル技術の育成にも注力すべきと考えます。

我が国のプラスチック製容器包装は複合材質・複合素材により大幅な省資源化を実現しており、複合材質・複合素材に適したリサイクル技術の育成にも注力すべきと考えます。

我が国のプラスチック製容器包装は複合材質・複合素材により大幅な省資源化を実現しており、複合材質・複合素材に適したリサイクル技術の育成にも注力すべきと考えます。

「指定法人において検討、」の「指定法人において透明性を確保した検討を行い、」と修正すべき。

プラスチック製容器包装の入札制度見直しにおいては、質の高いリサイクルの評価アップに偏ることなく、資源効率化やコスト低減も広く視野に入れた検討をお願いします。

プラスチック製容器包装の入札制度見直しにおいては、質の高いリサイクルの評価アップに偏ることなく、資源効率化やコスト低減も広く視野に入れた検討をお願いします。

プラスチック製容器包装の入札制度見直しにおいては、質の高いリサイクルの評価アップに偏ることなく、資源効率化やコスト低減も広く視野に入れた検討をお願いします。

材料リサイクル事業者のコスト競争力を高め、将来的に材料リサイクル優先制度の廃止し、材料リサイクル事業者の自立を実現するための材料優先制度見直し案を提案します。

材料リサイクルの優先は早期に見直すべきである旨を報告書(案)に記載していただきたい。

入札制度の変更から6年が経ち、総合評価及び入札制度は経年劣化を起こしている。材料リサイクル手法の存続には、両制度を平成29年度からの実施に向け見直すべきである。

再商品化製品を使用した製品に国を挙げ早急に付加価値をつけるべきです。

意見概要

優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばし尚且つ稼働率を高める為等の入札競争上の措置を早急に講じることは賛成するが同時に具体的に何をどうするのか明確な目標を提示すべきです。

消費者や市町村の理解と収率は別で、収率と単一素材化は比例しない。

エネルギー資源としての特性を有するプラスチック容器包装については、資源回収効率の高い固形燃料化を含めエネルギーとしての有効利用も検討すべきである。

高カロリーのエネルギー資源として優れているプラスチック容器包装は、固形燃料化、RPF化を含め有効利用を考えるべきである。

入札制度の運用を、指定法人のみで決めることに反対する。指定法人が独断的にならない様、必ず監督省庁の審議を受けるとともに、議事も公開すべきである。

容器包装プラスチックの再商品化過程で発生する残渣は、再生利用を出来る限り推奨すべきであり、市場の拡大のため、現状禁止されている輸出を認めるべきである。

単一素材化の取組と残渣の再生利用は別物であり、単一素材化とともに再生利用率を向上させた事業者のみを評価するのはおかしい。

固形燃料化は緊急避難的な扱いで固定すべき。

総合的評価は一部指標のみでなく、広範囲で議論する。収率基準は再商品化事業の根幹で、未達は認められない。残渣の再生利用は製品の質の向上に反し、施策例は削除する。

プラスチック製容器包装は石油由来のエネルギー資源としての優れた特性を有するものであり、固形燃料化を含め様々なエネルギーとしての有効利用を検討すべきである。

再商品化製品の評価とは再商品化製品を利用する者が評価するものである。かつ市場拡大を限定する現時点での優先を100%に拡大し市場の安定性を確保すべきである。

石油由来のエネルギー資源としての優れた特性を有するプラスチック容器包装については、固形燃料化を含めエネルギーとしての有効利用を検討すべきである。

プラスチック容器包装は内容物保護などの機能確保と材料削減の結果、ほとんどが複合素材構成で材料リサイクルは合理的でないため、優先の維持は得策ではない。

意見概要

石油由来のエネルギー資源としての優れた特性を有するプラスチック容器包装については、固形燃料化を含め様々なエネルギーとしての有効利用を検討すべきである。

リサイクル手法に関する選択制の提言。

いずれ材料リサイクル優先50%を撤廃することを明記すべきである。また、エネルギー回収も含め、環境負荷・経済面で合理的なしくみと入札制度を検討すべきである。

ケミカルリサイクルのそれぞれの手法についても評価、入札方法を見直すべきである。

総合的評価制度の導入は、審議会の議事録にあるように、5月末までに検討していただきたい。

石油由来のエネルギー資源としての優れた特性を有するプラスチック容器包装については、固形燃料化を含め様々なエネルギーとしての有効利用を検討すべきである。

容器包装リサイクル対象の回収プラスチックは、固形燃料化の緊急避難的な扱いから、エネルギー資源としての有効利用へ考え方を考えるべきである。

石油由来のエネルギー資源として優れた特性を有するプラスチック容器包装については、固形燃料化など様々なエネルギーとしての有効利用を検討すべきである。

プラスチック製容器包装の再商品化において、マテリアルリサイクルを優先する合理性はなく、50%優先を早期に撤廃し、他の再商品化手法と同列に扱うべきである。

プラ容器包装の材料リサイクルは単一種類のプラでグレードが一定、色がナチュラル、きれいな状態でまとまって回収できるPSPトレイやPETボトルに限定し、その他プラハサマーリサイクルを含めて経済性のあるリサイクルを目指すべきである。

石油由来のエネルギー資源として、優れた特性があるプラスチック容器包装は、固形燃料化を含め様々なエネルギーとしての有効利用を検討すべきだと思います。

総合的評価制度については、再生材の中間原料としての品質も重要であるが、最も重要なポイントは、最終製品を適切に製造（JIS認定品）・販売し社会に貢献する事業を高く評価すべきである。また、複数回繰り返しリサイクルできる最終製品を製造・販売している事業者は、評価を高くすべきである。相対的評価ではなく得点により適切に評価する絶対的評価に変更すべきである。

入札制度については、ケミカルリサイクルとマテリアルリサイクルが同じ競争倍率となるようなシステムを導入すべきである。また、環境負荷低減のため、運搬距離を落札査定評価項目に入れるべきである。

意見概要

収率基準については、収率が高い事業者は、資源の効率性が高いため、総合的評価について高く評価されるべきである。

近年増加しているバイオマスプラスチック製の容器包装の場合は、サーマル利用しても燃焼時のCO2排出量が増えないので、むしろ燃料利用を奨励すべきである。

「健全な競争」を「コスト低減となる健全な競争」に修正すべき。

現状の入札制度は限界を迎えており、品質・資源効率性・コストの低減を最大化させる仕組みについて将来課題ではなくただちに検討・検証・実施すべきである。

再生材の品質の規格化等により市場を育てていく方向性に賛同します。ただし、材料リサイクル優先50%が維持される当面の措置は、早期になくなることを期待します。

「固形燃料の化学的挙動がケミカルリサイクルと同様だ」という科学的根拠が得られていない。」という趣旨が理解できません。

「材料リサイクル優先50%維持」に関し規制改革実施計画に記載された項目を実績データに基づき早急に見直すことを報告書(案)に明記すべきである。

プラスチック製容器包装の材料リサイクルの優先的取扱いは、段階的に減少すべきである。

再生樹脂の規格化・標準化は行った方がよいが、あくまで不純物の混入した材料であり、物性は低いという事を考慮すべき。物性に見合った用途展開の検討も要。

本件も含めて、サブグループの様な新たな検討の場を設ける場合は、行政機関や一部の関係者のみで水面下で進めるのではなく、オープンな場での意見聴取、議論を行うべき。

マテリアルリサイクルは、コストと製品品質を考慮すると優先する合理的な理由はなく、50%優先を早期に撤廃し、他の再商品化手法と同列に扱うべきである。

「固形燃料化」は緊急避難的な取り扱いではなくて、プラ容器包装の合理的な再商品化手法の一つとして位置付けるべき。

RPF等の燃料利用については、すでに一部実施されており、将来検討ではなくて、現時点でも再商品化手法の合理的な一つの手法として位置付けるべきである。

意見概要

材料リサイクル50%維持を前提にするならば、総合的評価制度の厳格化して、競争入札の活性化を図ることが必要であり、仕組みの検討はオープンにして進めるべきである。

材料リサイクル優先50%を維持することに賛成である。

一定の競争倍率を設定している現行の入札制度に反対である。

総合的評価の見直しについては、現状の総合的評価制度での事業者の差別化が難しくなっていることから、平成29年度入札に反映できるよう早急に見直しを見直していただきたい。

材料リサイクル業者を一般枠で入札させることで不適正処理に繋がる恐れがある。

現在の再商品化事業の制度では、優良な事業者が事業の先行きを見通して、安定して投資を継続できるような理想には、程遠く、入札制度と優先A枠の競争倍率を無くさなければ、実現は不可能である。

入札制度の見直しについては、早急に環境省・経産省連携による審議会のサブグループを立ち上げて、審議を行い、来年度の入札には間に合うように今年の10月頃までには決定するべく、目標を定めて行うべきである。

総合的評価制度について、再生材の質の向上に寄与する項目への配点を重くするという主旨には賛同するが、机上の理論ではなく、実際に再商品化製品を利用している事業者からの視点での評価項目に改善すべきである。また、容リ協会による抜き打ち採取から分析に至るまでの流れが各社平等になっているのかが、はなはだ疑問である。

毎年行われている事業者登録要件の見直しには賛成する。書類さえ整えば、全て登録承認をするのではなく、適正な再商品化製品の製造が可能な施設を有しているか、詳細部分まで確認を行い、不正な事業者の参入を未然に防ぐべきである。また、材料リサイクル事業者で優先枠を放棄し、一般枠を選択する仕組みを導入するという意味が理解できない。より優良に満たない材料リサイクル事業者を増やすことになるだけである。

材料リサイクル優先50%と言われるが、決して優先されているとは思わない。先に応札することが出来るだけで、結果的には、次のカテゴリーのケミカルリサイクル事業者の入札状況の方が競争が無く、逆に落札単価が毎年上昇するという状況が生じている。

循環型社会の形成に、消費者参加は必須である。誰もが分かり易く参加しやすい仕組みを構築するためにも、回収した製品を再資源化し、再度製品に戻すことが望まれる。

石油由来のエネルギー資源としての優れた特性を有するプラスチック容器包装については、固形燃料化を含めエネルギーとしての有効利用を検討するべきである。

再商品化費用の高コストの要因は、再商品化事業者の入札制度における材料リサイクル50%という優先的取扱いにあることから、その取り扱いは見直すべきである。

意見概要

原油由来のプラスチック製容器包装廃棄物については、緊急避難的な扱いではなく、RPR等の熱回収を再商品化手法の一つとして積極的に位置付けるべきである。

第3章 容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案

6. その他

意見概要
<p>【ペットボトル循環利用の在り方】</p> <p>・国内循環の仕組みがもっと浸透するように、再生資源の利用促進、及び利用目標などを設定するといいたいと思う。例えば、飲料メーカーは再生資源を活用したペットボトルを〇〇%出荷しない行けない、というような。</p>
<p>ペット飲料ボトルにデポジットを付加し、回収拠点をコントロールしより多くのペットボトルの回収に力を入れるべき。</p> <p>理由:どの国も当たり前の事ですが、特に輸入国は国外資源に頼らずに運用できる仕組みは必要。単純にゴミ⇒資源という意識が変わっていき町からゴミ(ペットボトル)が減る。</p>
<p>市町村自らが分別収集したPETボトルの指定法人への円滑な引渡を履行すべきこと、及び独自処理を行った市町村は、再商品化先の情報公開を実施すべき事を明記すべきである。</p>
<p>「効率化を務めることが求められていることから、」の後から「可能か検討する」までを削除し、「再商品化の合理化・効率化に努め、透明性の高い運用を図る」と修正すべき。</p>
<p>現行制度の枠内での再商品化委託料の支払い方法の合理化策の方向性が明示されていないため、該当箇所の記述は削除すべきである。</p>
<p>市町村から指定法人への円滑な引き渡しを実現すべきであり、「独自処理」を行った市町村は再商品化情報を住民に十分提供する必要がある。</p>
<p>指定法人の最大の役割は容器包装リサイクルの維持・継続的な発展を最前線で指揮・監督・指導する事にあると認識する。</p>
<p>ペットボトルの国内還元、国内循環の推進には規制が必要。自治体回収したものが有価取引されていることを持ってリサイクルの優等生としている現状では国内還元・循環の推進は不可能。</p>
<p>「制度運用の効率化を務めることが求められていることから、」の後の「再商品化委託料が付されている容器包装の消費者への認知方策や、フランチャイズチェーン加盟店舗に係る再商品化委託料の支払い方法の合理化等の課題等について指定法人がどのように貢献していくことが可能か検討する」を削除し、「再商品化の合理化・効率化に努め、透明性の高い運用を図る」と修正すべき。</p>
<p><考えられる施策の例>を削除すべき。</p>
<p>公益財団法人の性格からも、検討に際してはPETボトル事業委員やステークホルダーを含めた会議体を組織し、透明性の高い議論を行うべきである。</p>
<p>使用済PETボトルが国内で有効利用されるよう、指定法人に様々な関係者の参画する「専門検討会」を立ち上げ、具体的な改善策を幅広くオープンに検討すべきである。</p>

意見概要

使用済PETボトルが国内で有効利用されるよう、指定法人に様々な関係者の参画する「専門検討会」等を立ち上げ、具体的な改善策を幅広くオープンに検討すべきである。

指定法人は、特定事業者から再商品化業務を委託された立場であり、制度運用の効率化が求められている。再商品化に直接関わらない業務は透明性の高い場所で検討すべきである

27ページ5行目の「制度運用の効率化に努めることが求められていることから」から9行目の「可能か検討する」までを削除し、「再商品化の合理化・効率化に努め、透明性の高い運用を図る」と修正すべきである。

使用済PETボトルが国内で有効利用されるよう、指定法人に様々な関係者の参画する検討会を設置し、具体的な改善策を透明に、オープンに検討すべきである。

市町村による独自処理の禁止。

ペットボトルは国内の再生品需要が拡大する中で自治体の指定法人離脱等により厳しい入札競争となり、国内の再生品市場への供給は非常に不安定な状況にあることを明記した上で施策を述べるべき。

現下の石油価格の変動に伴い、PET再生樹脂価格も大きな変動を余儀なくされているため再商品化事業者と再利用事業者間の安定した供給体制に問題が生じているため、その対応策の検討が必要である。

ペットボトルの海外流出問題とペール品質・収集量改善、更に主体連携の具体的な方策として「ペットボトル版の資金拠出制度」の導入を早期することで独自処理自治体の容り制度参加の促すべき。

PETボトルの指定法人への引渡は、自治体として履行すべきことと、独自処理した自治体は、その情報を開示すべきであることを追記していただきたい。

指定法人は、事業者からの再商品化委託料により、再商品化の合理化、効率化に専心し、なおかつ、公益法人として透明性の高い運営と、運用の効率化を図ることが重要である。

一括代理人契約は十分機能しており、その運用で合理化されているため、さらなる合理化策の検討は必要ない。よって、この箇所は削除すべきである。

廃PETボトルのリサイクルにおいて、現在ボトルtoボトルの水平リサイクルが脚光を浴びていますが。まだ、完全なリサイクル方法は確立されておらず大手飲料メーカーやリサイクル業者においても100%クレームのこない製品、原料の生産に至っておりません。

ペットボトルのリサイクルについて。リサイクル率など概ね高水準であると思われませんが、各自治体も相当コストをかけていると思われ。回収拠点を減らしたり、回収回数を減らすなどして、コストを下げつつ、回収率を下げない方向を検討する時期であると考えます。スーパー店頭や、地域の自治会などを利用して、補助金などを使うのも一案かと思えます。

意見概要

現在の容器包装リサイクル制度に於ける入札制度では、「分別収集量の拡大」や「分別基準適合物の品質改善」に対し、インセンティブが働いておらず、市民や自治体の努力が報われない結果へと繋がっております。また、ペットボトル原料の品質が自治体によって、その良し悪しに大きな差を生じており、品質に問題のある自治体の原料の比率は、殆ど改善されておらず、再商品化工程に於いて大きなコストアップへも繋がっております。

市町村自らが分別収集したPETボトルの指定法人への円滑な引渡を履行すべきこと、及び独自処理を行った市町村は、再商品化先の情報公開を実施すべき事を明記すべきである。

「効率化を務めることが求められていることから、」の後から「可能か検討する」までを削除し、「再商品化の合理化・効率化に努め、透明性の高い運用を図る」と修正すべき。

現行制度の枠内での再商品化委託料の支払い方法の合理化策の方向性が明示されていないため、該当箇所
の記述は削除すべきである。

ペットボトルの水平リサイクルのさらなる推進の重要性と事業者による対策強化の必要性について、明記してください。

再商品化に課題のある容器等の情報把握と発信において、プラマークを表示する容器包装類について、その構成素材等の情報収集と公開体制を構築していただきたい。

「制度運用の効率化を務めることが求められていることから、」の後に「再商品化の合理化・効率化に努め、透明性の高い運用を図ることに最優先とした上で」を加筆すべき。

市町村に分別収集責任を負わせている限り、独自処理はなくなる。

国内循環の安定化のため、市町村は指定法人への円滑な引き渡しを推進すべきであり、独自処理を行う場合には住民に輸出も含め、処理実態の情報を公開すべきである。

平成12年度より現在まで毎年度、特定事業者の2/3は未対応で有り、また委託申込をした事業者の多くが過少申し込み、更に特定事業者でありながら非申し込みをする事業者が多い。罰則強化ではなく特定事業者に対する指導を根本から見直すべきである。

指定法人は、事業者からの再商品化委託料により、再商品化の合理化、効率化に専心し、なおかつ、公益法人として透明性の高い運営と、運用の効率化を図ることが重要である。

公益財団法人の性格からも、検討に際してはPETボトル事業委員やステークホルダーを含めた会議体を組織し、透明性の高い議論を行うべき。

- ・飲料メーカーは、ペットボトルの再生原料使用率等の目標設定を行い、実行して頂くことが望ましい。
- ・国内循環を促進するよう国もしくは業界で再生資源の利用目標を設定すべき。

意見概要

市区町村による廃ペットボトルの円滑な引き渡し及び容器協会ルート以外の引き渡し先の情報公開を要望いたします。

使用済みペットボトルが自治体の指定法人への引き渡しをしないなどにより厳しい入札競争となり、国内の再生品市場への供給が不安定ある状況の記載を要望します。

消費者意識と自治体や国の認識の乖離。

終わりに

意見概要
<p>今の合同会合は委員数が多すぎるため、今後のフォローアップでは、テーマごとにワーキングチームを立ち上げて、参加するメンバーを選びすぐって論議するべきです。</p>
<p>容器包装プラスチックについて本報告書(案)に記載された施策が実効性とスピード感を持って具体化されるよう、新たな章を設けてその道筋を明記願いたい。</p>
<p>継続的なフォローアップ等を行う場合は、重要なステークホルダーである特定事業者を必ず参加させるとともに、国の審議会に属するWG等の公の場で議論を行う必要がある。</p>
<p>今の合同会合は委員数が多すぎるため、今後のフォローアップでは、テーマごとにワーキングチームを立ち上げて、参加するメンバーを選びすぐって論議するべきです。</p>
<p>継続的なフォローアップ等を行う場合は、特定事業者を必ず参加させるとともに、国の審議会に属するWG等の公の場で議論を行う必要がある。</p>
<p>今の合同会合は委員数が多すぎるため、今後のフォローアップでは、テーマごとにワーキングチームを立ち上げて、参加するメンバーを選びすぐって論議するべきです。</p>
<p>制度の見直し、施策の具体化等をする際には、公開の場で公明正大な検討をすべきである。</p>
<p>今回の制度全体の検討については、本件取りまとめから5年後を目処に、制度の施行状況等を踏まえて、検討及び必要に応じて見直しを行う について。 合同会合はの議論は十分ではなかったと考えられます。継続すべき課題については次の5年後の見直しにむけて必要に応じてではなく、継続的にフォローアップが必要です。</p>
<p>報告書案について二つの疑問について説明を求める。</p>
<p>今後の見直しについては、積極的な対応に専念し国の役割と責務を果たしてもらいたい。</p>
<p>各ページの「考えられる施策の例」の具体化に向け即座に検討を開始し、結論が得られしだい実行に移すべき。「終わりに」の「5年後を目途に…適当である」を削除すべき。</p>
<p>継続的なフォローアップ等を行う場合は、主体である特定事業者を必ず参加させるとともに、国の審議会に属するWG等の公の場で議論を行う必要がある。</p>

意見概要

事業所から排出される容器包装(個人消費に伴い発生するもの)については、家庭から排出されるものと同様にリサイクル法の対象とすべきである。

「今回の制度全体の検討については、本件取りまとめから5年後を目処に、制度の施行状況等を踏まえて、検討及び必要に応じて見直しを行うことが適当である。」について、5年を待たず、早急に変更していただきたい。

5年後を待つことなく、必要な制度見直しや施策の具体化に早急に着手し、その進捗を毎年、市民に広く公表すべき。

その他意見

意見概要
委員選定の公平性。
容器制度は役割分担する3者の連携が必要であるので、審議会の委員は学識者等を除いて、事業者関係と自治体関係、消費者関係とで同数とするべきです。
印刷会社の環境担当として毎年委託処理量を集計計算しています。社内営業部門に依頼し、容器や包装紙として製造したものを調べてもらっていますが、無償か有償かは顧客に確認しないと分からないこともあり、調査に手間がかかっています。
ペットの犬や猫そして人間は必ず死んでゴミになるが誰もリサイクルせよとは言わない。地球上の全ての物質、植物や生物には寿命があり必ず死ぬ、そして再生はできない。3Rという思想がある。リデュース⇒ゴミが出ないように、つまり死なないようにする。リユース⇒一度使い終わってもまた使う、つまり寿命がないようにする。リサイクル⇒使い終わったら再生して使う、つまり生き返らせるとなる。
容器制度は役割分担する3者の連携が必要であるので、審議会の委員は学識者等を除いて、事業者関係と自治体関係、消費者関係とで同数とするべきです。
容器制度は役割分担する3者の連携が必要であるので、審議会の委員は学識者等を除いて、事業者関係と自治体関係、消費者関係とで同数とするべきです。
審議会の委員構成は事業者が多く偏っているように見える。自治体および消費者の委員を増やしてバランスのとれた構成にすべきではないか。
<ul style="list-style-type: none">・本報告書の各図、各表は本文での引用が必要。・p.1の5行「家庭」: 容器法は事業系一般廃棄物も対象では？・p.1の5行「重量」: 湿重量比？・p.1の「約2～3割」「約6割」はいつ時点のデータ？
容器制度は役割分担する3者の連携が柱なので、審議会の委員は学識者等を除き、費用負担する事業者と自治体、消費者とで同数とするように選定すべきです。
(1)リサイクルよりも優先すべきリデュースやリユースの政策を推進してください。(2)リデュースを進めるために使い捨ての包装容器を使用せず、マイボトル・マイカップの普及を推進してください。(3)リユースびんの普及のために国が率先して取り組んでください。(4)リユースを推進するため自治体の分別収集にリユースびんの区分を盛り込んでください。(5)リユースびんの普及のため店舗での回収を義務化してください。
容器包装リサイクル法は施行後21年を経過し、その間の社会実態の変化も見られることから、新たな容器包装リサイクル制度の策定を検討すべきではないか。
容器包装リサイクル制度については広範囲のステークホルダーが多様な意見を持っている中で合同審議会において報告書のとりまとめがなされたことについて高く評価する。

意見概要

合同会合は、途中で1年半もの中断があり、またパブコメに付された「報告書」案を検討した再開後の議論は十分ではありませんでした。継続する課題は、次の5年後の見直しではなく、継続的にフォローアップしてゆくべきです。その場合には、テーマごとにワーキングチーム(WT)を立上げ、メンバーを厳選して、テーマごとのフォローアップができるようにすべきです。

この報告書には、ゴミを減らすことの大切さを子供たちに理解させることが重要であることに言及したところがないようです。小学生や中学生のうちに義務教育の現場で普及啓発する取り組みが重要であると考えます。

私が大学生であった時分から、ペットボトルキャップをリサイクル等する手段として試みられてきたものの、産業(商売)として成り立たない(採算がとれない)といった理由から、善意を持ちながら、それを形として表明する手段がなかった。

当生協では、組合員の願いに応え、また自らの社会的な責任として、事業における容器包装の合理化や、レジ袋削減等に取り組んできました。資源の有限性をふまえれば、循環型社会の形成・構築をすすめることは重要であり、さらには地球温暖化対策の取組にもつながります。